

令和2年第1回北海道議会定例会 代表質問

年月日 令和2年3月11日(水)

質問者 民主・道民連合 笹田 浩 議員

質 問	答 弁
<p>まず初めに、日本国内において、新型コロナウイルス感染症が広まり、北海道でも昨日時点で111名の方が罹患し、3名の方が亡くられるなど深刻な事態が続いています。亡くられた方には衷心より哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々には一日も早い御回復を御祈念申し上げます。</p> <p>また、本日は政府主催の東日本大震災追悼式典が開催される予定でしたが、感染が拡大しているを受けて、中止となりました。大変残念なことではありますが、改めて大震災で亡くられた方に哀悼の意を表する次第であります。</p> <p>それではまず初めに、新型コロナウイルス感染症対策であります。道の初期対応から現在まで評価がある一方で、多くの批判も寄せられています。これまでの経過の議論は、別な機会とし、当面急がなければならぬ今後の対応を中心に伺うことといたします。</p> <p>一 知事の政治姿勢について</p> <p>(一) 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>1 道民への説明と情報発信について</p> <p>まず初めに、道民への説明と、情報発信について伺います。</p> <p>北海道が全国で一番多い感染者を出しています。こうした状況を受け、知事は感染拡大を防止するために、全国に先駆けて緊急事態宣言を出し、一斉休校に踏み切ったわけですが、こうした発表が道民の生活、活動に影響を与えることは明白であり、発表に際し知事は繰り返し道民の皆様へお願いという形をとりました。</p> <p>この時既に、感染症危機管理対策本部には、知事が国に要請した専門家が派遣されていたはずですが、今回のこの発表に際し、専門家から助言などはあったのでしょうか。道民に対しては法的根拠等の理</p>	<p>(知事)</p> <p>道民の皆様への説明等についてであります。本道においては、2月20日頃から患者が増加するとともに、全道域で発生しており、児童生徒等や教員などにも、感染者が確認をされ、多くの保護者のみならず、道民の皆様方から不安の声をいただいたところでございます。</p> <p>こうした状況の中、私といたしましては、2月24日の時点において、ここ1～2週間で極めて重要な時期とされたことから、国から派遣された専門家チームなどのご意見も伺いながら、本道としては前例のない取組ではありますが、知事として学校の休業要請や緊急事態を宣言したところであります。</p> <p>このことにより、道民の皆様の中に戸惑いや不安を覚えた方々がおられたことに対しては、道として真摯にこれを受け止め、取組に活かしていかなければなら</p>

由もなく、また、お願いという形で協力を要請したわけですが、感染症対策として不要不急の外出を控えることや一斉休校がもたらす科学的効果、そのことで影響が与えられることへの対応や対策などを一緒に公表したならば、道民の声や不安や不満などは、もう少し押さえられたのではないのでしょうか。

知事の見解を伺うとともに、これまでの反省を生かし、今後どの様に情報発信していくのか伺います。

2 児童・生徒への対応について

道内における感染拡大防止に向け、知事は「ここ1～2週間が極めて重要」とし、2月25日、教育長に対し小中学校の休校を含めた対応の検討を要請しました。これを受け、道内の全小中学校を2月27日から3月4日までの期間が臨時休校となりました。

学校関係者への感染拡大が深刻化する中、スピード感を持った対応でしたが、一方で準備期間の不足に対する混乱は否めませんでした。しかし、その後、国から一斉要請があり、春休みまでの一斉休校の要請となりました。こうしたことにより、道内の小中高生は、1カ月以上の連続休校となっています。

感染拡大防止に向け一定の措置が必要なことは理解するものの、子どもたちへのストレスや居場所等への心配から、休校期間の短縮を求める声も出てきています。当初、1～2週間としていた休校期間を春休みまでとした根拠を伺います。

また、道として、分散登校を実施し健康状態を把握する中で、今後、休校期間の短縮化を考えているのか。さらには、休校中における未履修の学習内容や子ども居場所確保などへの対応をどのようにするのか伺います。

併せて、4月に行われる入学・始業等に向けた見通しについて知事及び教育長に伺います。

ないものと考えており、道民の皆様方に十分な理解をしていただけるようご説明と的確な情報発信に努めてまいります。

(知事)

児童、生徒への対応についてであります。新型コロナウイルス感染症患者数が増加をし、全道の広い地域で確認される中、児童生徒、教員等においても、感染者が確認され、多くの道民の皆様方から不安の声をいただき、前例のない取組として、2月25日に教育長に対して、学校の休業の検討を要請したところであります。

教育庁においては、市町村教育委員会に2月27日から3月4日までの間、小・中学校の臨時休業を要請いたしました。その後の国からの要請を受け、小・中・高校や特別支援学校に春休みまでの更なる臨時休業の要請がなされたものと承知をしております。

また、休みを取得することが困難な方のお子さんの預かりや居場所の確保のため、保育所や放課後児童クラブの開所をお願いするとともに、徹底した感染予防対策を前提に分散登校を道教委に要請したところであり、今後の学校の再開等については、道として、専門家会議のご意見等も伺いながら、本道の感染状況等を慎重に見極めた上で、教育長とも緊密な連携を図りつつ、必要な検討を行ってまいります。

(教育長)

新型コロナウイルス感染症対策に関し児童生徒への対応についてであります。春休みまでの臨時休業という国の要請

質 問	答 弁
<p>3 経済的損失と今後の対策について</p> <p>道の試算では、少なくとも、200億円以上の観光消費が減少し、民間のシンクタンクでも観光消費が400億円以上減少し、道内生産減少額が約600億円以上に膨らむと試算しています。さらに今回の緊急事態宣言の発表で、全国最多の感染者数が強調されたことで、「北海道は危険」ではないかとの不要な風評が広がれば、更に経済活動が停滞するとの懸念が高まります。</p> <p>道は、「中小企業向け相談窓口及び融資」を開始したところですが、影響が広範囲に及ぶことを考えると対策は十分ではありません。経済損失に対する認識を伺うとともに、今後、どのような対策を更に講じるのか所見を伺います。</p> <p>また、我が会派が要請した「減収補てん制度」の創設に対する知事の所見を伺います。</p> <p>4 医療・福祉現場への対応について</p> <p>一連の要請により医療や福祉の現場でも多くの混乱が生じました。そもそも慢性的な人員不足に加え、一</p>	<p>に対し、本道の感染者が全国で最も多かったこと、児童生徒や教職員の感染が確認されたことから、道教委としては、春休みまでの一斉休業は必要と判断したところでもあります。</p> <p>また、市町村が放課後児童クラブ等を臨時的に学校に開設する際の留意事項や教職員の勤務協力の取扱いを示し、子どもの居場所づくりを支援してきたところでもあります。</p> <p>一方、道教委といたしましては、子どもたちが学習習慣を含む生活リズムを取り戻していくことは何よりも必要と考えており、各市町村教育委員会に対し、新学期に向けた分散登校の実施を要請したところですが、新学期の授業再開については、専門家会議の見解なども踏まえながら感染状況などを慎重に見極め対応していかなければならないと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>新型コロナウイルスに伴う経済への影響と対策についてであります。道内では、観光客の減少や外出の自粛等に伴う宿泊業や小売業などにおける売上げの減少、中国をはじめとした海外との取引の不透明化など、幅広い分野で経済への影響が生じ、更なる拡大も懸念をされております。</p> <p>このため、道では、中小・小規模企業に対する経営相談や低利融資などの取組を進めるとともに、国に対し、減収となった企業への経営支援や労働者の休業補償、さらには、今後の事態の推移を見極めた上での地域における消費喚起や観光需要の回復に向けた支援策を講じるよう強く求めたところでもあります。</p> <p>国では、緊急対応策を発表したところであり、道としては、必要な対策について、予算の補正も含め、今後早急に取りまとめるなど、企業の事業継続や雇用の安定に向け、取り組んでまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>医療・福祉施設への対応についてであります。私としては、1日も早くこの問題を終息させるためには</p>

斉休校の要請により、子育て中の職員等に休職等の配慮をせざるを得ない状況が発生したことで事業所の体制や業務に大きな支障が生じました。

高齢者や障がい者の生活・健康さらには命を守る観点から知事は人員確保、そして一斉休校という緊急措置に伴う経済的損失にどのような対策を講じるのか所見を伺います。

5 行政手続きにおける許認可等の期限延長について

国税庁は2019年分の確定申告期限を4月16日まで延長することとしました。これは政府が新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、多くの人が集まるイベントなどの開催自粛を呼びかけていることを踏まえたものであります。

3月から4月にかけては各種行政手続きの許認可更新や転勤等の転出入が集中的に行われる期間でもあり、まさに行政機関の窓口には多くの人が集まっています。

政府の呼びかけの趣旨を踏まえるならば、法令上の義務を履行し難い特別な状況ということで、国の手続きも含めて許認可等の期限延長を認めるなど、柔軟な措置が行われるべきと考えるますが、知事の所見を伺います。

、これまで経験のない思い切った対策が必要との考えの下、道内の小中高などにおける休業要請をお願いするとともに、経済団体等には保護者等の休暇についての配慮を要請したところであります。

一方で、医療や福祉の事業所では勤務割りの関係などで休みを取ることが難しい中で、ご自分のお子さんの心配もしなければならないなど、大変な思いで勤務されている方々が数多くいらっしゃることや事業主からは通常の体制を確保することが難しく、縮小または休業せざるを得ないといった声も伺っているところであります。

国ではこうした医療、介護、障がい福祉等のサービスが適切に提供されるよう、各種施設の人員配置基準や報酬などについて、柔軟な取扱いを臨時的に認めることとしたところであり、道としては、こうした制度の活用などを助言するとともに、今後とも実態に応じた措置や制度の拡充を国に働きかけてまいる考えであります。

(知事)

行政手続きについてであります。道では、各種行政手続等のうち、道民の皆様方の来庁等が必要な申請・届出等で、概ね3月から4月に期日が到来するものについては、その期限を延長するほか、更新のために必要な研修の開催を延期するなど、所要の措置を講じることとしたところであります。

国においても、感染拡大を防止する観点から、様々な対策を重層的に実施していただいております。こうした中で、一部行政手続きにおける期限が延長されているものと承知をしておりますが、あらためて特別な措置を必要とするものなどについての実態把握を行うなどして、全国知事会とも連携を図りながら、国に働きかけてまいる考えであります。

質 問	答 弁
<p>6 危機管理に対する認識について</p> <p>北海道においても、感染経路が不明な陽性患者が出たことで道民の不安はさらに高まっています。それゆえに正確な情報をスピード感をもってタイムリーに発信することが重要です。</p> <p>しかし、3例目発症の時、知事は札幌市を離れていたことで、発表は道でなく札幌市が率先して行いました。</p> <p>我が会派は知事に対し、道民の不安解消のためにはできる限りの情報を公開すべきと要請したところですが、道に先駆けて独自の判断で、道以上の情報を公表した自治体もあり、もはや道庁の機能を果たしていなかったとも言えるわけであります。</p> <p>知事は公務日程を切り上げて札幌に戻ったとのことですが、最優先すべきだったことは何か、という危機管理意識が極めて甘いと言わざるを得ません。なぜ地方出張を取りやめることができなかつたのかののでしょうか。危機管理意識の希薄さをどのように反省し、今後、拡大防止や道民の不安解消に取り組んでいくのか所見を伺います。</p> <p>(二) 道政執行方針について</p> <p>知事は執行方針で、北海道の「ロードマップ」のスタートとなる年ということで、ウポポイのオープンやオリンピック競技の札幌開催など、節目でのイベントをあげていますが、これは単に外的な要因を並べているだけであります。知事が主体となって取り組む課題は、ロードマップに示されてはいません。これからの自分の生活は果たしてどうなっていくのか、地域や北海道はどうなっていくのか。こうした疑問や不安に対して、執行方針やロードマップは応えているのでしょうか。</p> <p>ロードマップ、つまり道路地図を歩くのは道民です。知事が、具体的に方向や形を示さねば、行き惑うのは道民なのであります。北海道が抱える人口減少や少子・高齢という課題等を念頭に置き、知事がロードマ</p>	<p>(知事)</p> <p>感染拡大防止に向けた取組についてであります、私としては、「地域とともに考え、行動する道政」の推進のため、できる限りの時間を設け、道内各地を訪れることとしており、この度も地域で働き暮らす皆さまから、創意工夫ある取組を直接伺うために、市町村を訪問したものであります。</p> <p>この度の事案では、事態の推移を踏まえ、直ちに予定を中断し本庁に戻ってきましたが、道民の皆様方、しっかりと情報をお届けするという観点からは、今後、その点について改めていくという考えの下、現在、できるだけ行事等への出席はキャンセルし、不測の事態に即応できるよう、備えているところであります。</p> <p>今後とも、道民の皆様方の命と健康を守ることを最優先に、私が先頭に立って「やれるべきことは、全てやる」という考えに立ち、道民の皆様方のご協力もいただきながら、あらゆる対策を講じてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>道政の執行に係る今後の政策展開についてであります、時代が大きく変化する中、活力に満ちた北海道の未来を切り拓いていくため、私としては、時間軸を意識し、10年先までを俯瞰した上で、その間の大きなプロジェクトを可視化した「ロードマップ」を道民の皆様と共有しながら、政策づくりを進めてまいりました。</p> <p>北海道の素晴らしさを国内外に発信する好機となる、これら一つひとつのプロジェクトを成功に導く政策を着実に展開して、「成功の連鎖」を創り出し、様々な領域で拡大する「交流」の力を北海道の発展につなげてまいります。</p> <p>また、道内外の多くの皆様の方と知恵を結集し、市町村ともスクラムを組み、これらの「連帯」の力で、人</p>

ップにこだわるのであれば、具体的な期間、そして、その期間の中で、どのような政策を、どのような形で展開し結論を得ていくのか、示していただきたいと思っています。

(三) 新年度予算編成について

1 基本的な考え方と北海道の将来像について

令和2年度の予算編成にあたっては、施策や事務事業の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出の削減・効率化を図ったこととありますが、所詮は技術的な話であり、そうした手法を用いることで、どのような北海道にしたいのかが見えてきません。

単に「新交流時代」というスローガンだけではなく、限られた財源の中でどのような将来像を描き、社会経済情勢の変化や多様化する道民ニーズに応じていくのか。併せて、こうした予算や政策を展開することで、知事が一つの目標と捉える2030年は、どのような北海道になっているのか所見を伺います。

2 重点化について

中長期的な財政再建・健全化をめざす上では、本格的な人口減少・少子高齢化に突入することを前提にしながら、一律的な歳出削減を行うのではなく、税収基盤の強化を進めるとともに、道民の暮らしに直結した歳出項目へ予算配分を重点化すべきであります。

今回の予算配分は、どのような部分を重点化し、特徴あるものとしたのか所見を伺います。

人口減少問題など課題解決のフロントランナーとして子ども子育ての先進地を目指す取組や、Society5.0社会の到来を見据えて新たな技術を活かした取組などに挑戦し、こうした「交流」と「連帯」の力で、北海道の創生に果敢に取り組んでまいります。

(知事)

新年度の予算編成の考え方などについてであります。私が私といたしましては、「対話と議論」を重視し、道内各地を訪れ、地域で働き暮らす皆様から直接お話しを伺ってきたほか、関係団体の皆様とも対話を重ね、各部局・振興局職員と直接議論を行いながら、政策を練り上げました。

新年度においては、限られた政策資源を有効に活用しながら、ウポボイ開設など様々な好機を逃がさず、北海道の素晴らしさを国内外に発信する政策に加え、課題解決に向けた挑戦や多様な連携、未来への創造という視点に立った政策を展開し、人やモノ・情報・文化など様々な領域での結びつきや関わりといった交流を進め、「新交流時代に世界の中で輝き続ける北海道」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

(知事)

予算配分の重点化についてであります。人口減少・少子高齢化が進行する中においても、本道の発展軌道を確認なものにしていくためには、道民の皆様が安心して暮らし続けられる生活基盤や行政サービスを確保していくことが重要であります。

このため、新年度予算は、こうした観点からも、保育料軽減の支援をはじめ子ども子育ての先進地を目指す政策やSociety5.0社会の到来を見据え、新たな技術を活かして広域分散型の地域構造に伴うデメリットを克服する政策について、強い思いを持って具体的な取組を盛り込んだほか、重要インフラの耐震化など国土強靱化の推進や、関係人口の更なる創出による地域の創生なども含め、道民の暮らしの向上につながる政策を重点的に展開してまいります。

質 問	答 弁
<p>(四) 知事公約について</p> <p>公約は、令和元年度の肉付け予算で、8割程度を反映したとされ、また新年度予算では、ほぼ全てが予算化されたとされています。</p> <p>157の知事公約は、どれも目新しさが無いことは昨年の2定で指摘させていただきましたが、そうではあっても、公約を確実に実現していくことは、道民の負託を受けた知事として当然の責務であります。知事が掲げた政策の取り組み状況を、今後、どのように、分かりやすく道民に示していくのか所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>公約の取組状況についてであります。私が公約に掲げた政策については、必要な予算を措置するなど、全てに着手しているところであり、その推進にあたっては、道民の皆様に、取組状況などを分かりやすくお知らせすることが重要であると考えております。</p> <p>そのため、「人口減少対策」や「北海道ブランドの発信」といったそれぞれの公約を、道の総合計画にある、「移住・定住の推進」、「道産食品の輸出拡大」などの各施策に対応させて、その内容を簡潔に明示し、道のホームページ上に公表しているところであり、その取組状況については、政策の目標設定や進捗よく管理を行う毎年度の政策評価を通じて、道民の皆様にお知らせをしております。</p>
<p>(五) 一連の公金不適切処理問題について</p> <p>1 信頼される組織づくりについて</p> <p>かつて前知事の時は、職員は道民のためではなく、知事のために仕事をしているのではないかと揶揄されることがありました。今回の一連の公金の取り扱いでの不適切な行為は許されるものではありませんが、仮に、こうした風潮や空気感が、問題の背景に少なからず影響していたとするならば、単に規則やルールの遵守という問題だけではなく、組織のあり方という根本的な問題を今一度、組織全体で考える必要があります。</p> <p>知事は、知事室に職員を招いたり、自ら職員の執務室を訪れるなどして、前知事との違いを見せていますが、パフォーマンスや一過性のもので終わってはいけません。</p> <p>知事は、今回の一連の問題を通じて、組織運営に向けてどのようなことを教訓としたのか。そして、どのように道民からの信頼を回復するのか所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>不適切な事務処理についてであります。私といたしましては、この度の一連の問題については、法令遵守に対する意識の欠如、上司への報告を怠るなどの情報共有の不徹底、危機管理意識の不足や事務処理のチェック体制の不備、といった課題があったものと認識しており、真摯に反省しなければならないと考えております。</p> <p>このため、新年度から導入する内部統制制度を適切に運用するとともに、再発防止に向け、研修の実施によるコンプライアンスの徹底などに加え、これまで以上に庁内のタテ・ヨコのコミュニケーションを深め、風通しのよい職場環境づくりに努めるなどの組織運営に関する見直しを着実に進めながら、道民の皆様の信頼回復に努めてまいります。</p>

質 問	答 開
<p>3 用地取得業務における不適切な事務処理について</p> <p>用地取得業務における不適切な事務処理問題についてであります。札幌建設管理部が北海道土地開発公社に委託した用地取得業務において、物件移転契約の履行期限までに移転が完了せず、国から交付金の返還を命じられる事案が発生しました。</p> <p>その際、移転が完了したとする事実と反する事務処理が行われました。こうした事案は過去にも度々発生し、その都度、再発防止策を講じてきたはずですが、なぜ今回の事案が再度発生したのか。また、具体的に相互牽制や研修等の再発防止策に取り組んでも、組織トップへの速やかな報告等、組織としての危機管理体制の確立がなければ、こうした事案の再発は避けられません。</p> <p>今後、知事の責任も含め、信頼回復に向けてどう取り組むのか所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>用地取得業務についてであります。道では、これまでも用地取得業務が適正に執行されるよう、協議経過の報告の徹底などの取り組みを進めてまいりましたが、昨年度発生した本件事案については、担当職員のコンプライアンスの意識不足や、組織で業務の進捗状況を十分に把握していなかったことなどが、不適切な事務処理に至った原因であると認識をしており、道民の皆様のご信頼を損なう結果となったことは、大変、遺憾であり、重く受け止めております。</p> <p>また、本件事案では、国庫返納が生じており、国費の取り扱いに関する研修の充実や的確な業務の進捗管理を行うほか、職員の処分については、法令に基づき厳正に対処するとともに、道民の皆様のご信頼回復に向け、コンプライアンスの徹底を図るなど再発防止の取り組みを全力で進めてまいります。</p>
<p>二 行財政運営について</p> <p>(一) 組織の活性化について</p> <p>次に、行財政運営における組織の活性化について伺います。前知事の道政下では、行財政改革のためという事で、縮小型の対処療法が行われてきましたが、職員の仕事に対する意欲に少なからず影響を与えてきたことは確かであります。今後、適材適所に職員を配置し、振興局をいかに活性化させ、市町村との連携を強めていくのか所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>振興局の体制などについてであります。人口減少など地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、道としては、地域の様々な課題に積極的に取り組んでいくためには、限られた人員を効果的に配置し、振興局が中心となって、市町村と連携した取組を推進することが重要と考えております。</p> <p>このため、道では、出身地など地域事情に詳しい職員を配置する「ホームグラウンド人事」や、振興局長が課題に対応した人員配置ができる「地域創生枠」を活用するとともに、新たに総合政策部に「行政連携課」を設置し、市町村の広域連携に係る取組支援の強化を図ることとしております。道といたしましては、こうした体制の下、振興局と市町村が一体となって事業を展開する地域政策コラボ事業や、地域振興派遣による人的支援などを通じ、地域づくりの拠点であ</p>

(二) 行財政運営方針の推進について

行財政運営方針では、職員の業務削減や時間外労働の縮減など労働環境の整備、課題把握や企画立案の能力向上、そして道民サービスの向上に資するという視点が重要であります。

そうした点を随時、把握・検証しながら、今後、道政上の課題への対応と規律ある財政運営を、どのように両立させていくのか所見を伺います。

三 北海道総合計画について

(一) めざす姿の具現化について

今後の計画推進の考え方によると、「計画後半期において『北海道・新時代』の創造に向けた躍進の土台を築いていくためには」とありますが、10年間に及ぶ総合計画の後半にもかかわらず、まだこの段階で「土台を築く」程度であるとしたら、目まぐるしく変化を続ける世界の潮流についていくことすらできません。

「輝きつづける北海道」は、どの段階で具現化され、その姿は、他の都府県とどのように差別化が図られているのか、知事の所見を伺います。

る振興局と市町村との連携をさらに深めながら、北海道の創生に取り組んでまいりたいと考えております。

(知事)

行財政運営についてであります。現在、道では、令和2年度までを推進期間とする行財政運営方針に基づき、業務改革の推進と財務体質の改善に取り組んでおり、そうした中、組織活力を向上させ、道民サービスの質の向上を目指すスマート道庁では、仕事のやり方の見直しやICTの利活用による業務の効率化と働き方改革に向けて、取組を推進しているところであります。

私と致しましては、今後、これまでの進捗状況や成果などを点検・評価した上で、業務改革や財政健全化に向けた取組に加え、政策推進に必要な体制のあり方なども含めた総合的な視点による行政経営のあり方の検討を進める考えであり、こうした取組により、安定的で持続的な行財政基盤の確立に努めてまいります。

(知事)

総合計画に掲げた「輝きつづける北海道」は、子どもたちを地域全体で支える「子育て環境・最適地」や、海外の成長力を取り込んだ「世界に広がる北海道ブランド」をはじめとする具体的な7つの将来像とともに、目標年度である2025年度の北海道のあるべき姿として、市町村や道民の皆様と共有できるようお示したものであります。

道といたしましては、北海道新幹線の札幌開業など、計画期間の先にある北海道の更なる発展への好機も見据えながら、豊かな自然や良質な食、本道特有の歴史・文化や気候風土といった、北海道ならではの価値や強みを更に磨き上げるとともに、人口減少をはじめ全国で顕在化する課題解決の先進地として我が国の発展にも貢献していくなど、本道の様々な可能性を活かしながら、めざす姿の実現に向けて、計画の着実な推進に全力で取り組んでまいります。

(二) リスクシナリオに対する認識について

各施策を横断的に俯瞰する視点として、4つのCが掲げられました。唐突感が否めない上に、チャレンジ、コオペレーション、クリエイションの3つは、自ら能動的に行うこととして理解できますが、外的要因のチャンスが何故、大きな視点に入るのか今一つピンときません。

そもそも知事の示したチャンスとは、一過性のイベントや施設開設など、即ち観光面に拠りすぎている上に、道産食品の輸出拡大やインバウンドの加速化に至っては、国際情勢の影響を受けやすく、大きく期待すべきチャンスと捉えていいのか疑問であります。

更に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、道民の命と財産に不安が生じるだけでなく、1次産業を中心に築いてきた「北海道ブランド」の価値を一気に低下させる懸念があります。まさに、「チャンスがピンチに」変わることもあります。

こうしたリスクシナリオを十分に検討し、万全に近い対策を講じた上でチャンスと言うならいざ知らず、良い面だけをことさら強調してチャンスというのは、甚だ無責任だと考えますが、知事の所見を伺います。

(浦本副知事)

今後の政策展開についてであります。新たな時代に躍動する北海道を実現するためには、道内7空港の一括民間委託やウポポイのオープンをはじめ、北海道の発展に資する様々なチャンスを着実につかみ取り、食や観光、歴史・文化など本道の価値や強み、魅力を国内外に発信し、様々な領域での交流を拡大していくことが重要でございます。

一方、時代が大きく変化を遂げる中にありましては、人口減少や国際環境、頻発する大規模自然災害など、本道を取り巻く課題を常に視野に入れ、機動的かつ柔軟な対応ができる備えを行っていくことが必要であると考えております。

このため、道といたしましては、今後とも、こうした様々な好機やリスクを的確に捉えながら、効果的な政策展開を図ることによりまして、総合計画を着実に推進し、道民の皆様が安心して暮らし続けられる北海道を創り上げてまいります。

質 問	答 弁
<p>(三) 自治体との連携について</p> <p>多様な主体との連携や協働はもちろん重要な点ではありますが、人口減少が著しく厳しい自治体との連携を、もっと強化すべきであります。例えば、観光振興に係る税のあり方や新型コロナウイルス感染症の情報公開では、自治体との間でギクシャクした状況が発生しており、自治体との連携が十分に図られていないことが一つの要因としてあると思われま。これは伝達に課題があると考えられます。</p> <p>179市町村との協働を進めていくに当たり、伝達も含め、道として市町村との連携をどう再構築しようとしているのか、知事の所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>市町村との連携についてであります。総合計画や創生総合戦略を着実に推進し、人口減少や暮らしの安全・安心の確保など、様々な地域課題に的確に対応していくためには、道と市町村がスクラムを組み、課題認識を共有し、連携して地域づくりを進めていくことが必要であると考えております。</p> <p>このため、これまでも私自らが地域に赴き、市町村長の皆様方と率直に意見を交わし、取り組むべき政策の方向を共にするとともに、振興局を中心に、地域づくり連携会議などを活用し、情報共有や連携を図ってきているところであります。</p> <p>私といたしましては、今後とも、各地域でのスクラムトークや職員交流など様々な機会や手法を通じて、市町村が抱える課題やニーズをきめ細かく把握するとともに、適時適切な情報発信をはじめ、連携と協働をより一層深めながら、北海道の創生に向けた取組を市町村と一体となって推進してまいります。</p>
<p>四 医療・福祉政策について</p> <p>(一) 地域医療の確保について</p> <p>2020年の診療報酬改定が決定しました。救急搬送が年間2千件以上の医療機関には「地域医療体制確保加算」が新設され、勤務が過酷な救急医などに対する「働き方改革」に関連する部分の変更点であります。医師の過重労働解消は急務ではありますが、北海道においては、医師の偏在解消も急務となっております。道は現在、新たな医師確保計画を策定中と承知しますが、実効性ある医師偏在解消、医師確保に向けてどう取り組んでいくのか伺います。</p> <p>また道は、岩見沢市の2病院の統合を提起したと承知しますが、今後、同様の提起を行う地域はあるのか、知事の考えを伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>地域医療の確保についてであります。医師確保は、道政上の最重要課題であり、新年度からは、医育大学の地域医療支援センターの派遣枠を増員するほか、地域の医療機関への定着に向けた初期研修医と指導医とのネットワークづくりなどの新たな取組も加えながら、現在、策定中の医師確保計画に基づき、総合的な医師確保対策を進めるとともに、PDCAサイクルにより計画の実効性を確保し、地域における医師の偏在解消に向けて全力で取り組んでまいります。</p> <p>また、地域に必要な医療機能の確保に向け、急性期機能の集約化や病院の再編統合などを含め、地域の関係者による議論を深めるとともに、各圏域の状況を踏まえ、道として論点提起を行い、議論を促進するなど</p>

<p>(二) 「北海道受動喫煙防止条例(案)」について</p> <p>国では東京2020オリンピックの開催に向けて、一昨年の7月に健康増進法の一部を改正し、受動喫煙防止対策の強化に取り組んできており、昨年7月からは第一種施設が原則敷地内禁煙とされ、今年4月からは第二種施設が原則屋内禁煙となるなど、改正法が全面施行となります。</p> <p>受動喫煙防止条例については、法改正を踏まえ、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、総合的な受動喫煙防止対策に取り組むとされています。しかし、小規模な飲食店に対する周知は必ずしも十分ではありません。</p> <p>こうした状況を踏まえ、道としては、改正法の全面施行を受けて、条例の推進に向けて、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。</p>	<p>して、地域医療構想の実現に向けた取組を推進し、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>受動喫煙防止対策の推進についてであります。道では、これまで、道民の皆様や事業者の方々などを対象とした地域説明会を全道6か所で開催するとともに、受動喫煙防止をわかりやすく解説したリーフレットを作成、配布するなど、小規模飲食店や宿泊施設等の皆様がそれぞれの実情に応じて取組を進めることができるよう、支援しているところであります。</p> <p>また、道が制定を目指している条例は、道や道民の皆様、事業者、関係団体がそれぞれの責務のもと、道民運動として協働していくことが不可欠であることから、受動喫煙防止を目指す条例の趣旨や理念を道民の皆様方に幅広く周知するとともに、新年度、速やかに、「受動喫煙防止対策推進プラン」を策定し、具体的な施策や目標などを掲げ、オール北海道で受動喫煙防止の取組を進めてまいる考えであります。</p>
---	--

質 問	答 弁
<p>五 経済・雇用対策について</p> <p>(一) IRについて</p> <p>次に、IRについて伺います。カジノを中心とする統合型リゾートIRを巡っては、現職国会議員の逮捕や民間企業の代表者が在宅起訴されるなど、IR事業に対する道民の不信感はさらに増幅しています。知事は2021年7月までの区域認定申請を見送り、新年度予算においても調査費の計上を断念したわけですが、一方、新年度の組織機構改革においては、IR誘致に向けた専任参事を配置するとしています。参事の位置づけについて伺うとともに、職員定数が増えない中、各職場では職員の負担が増大し、余裕がない状</p>	<p>(知事)</p> <p>次に、経済・雇用対策に関し、まず、IRに関する今後の取組についてであります。道といたしましては、今回の認定から7年後に行われる、国における区域数の検討を見据え、計画性をもって所要の準備を進めることとしており、新年度においては、苫小牧市の環境調査の結果なども参考に、現候補地での整備の可能性を改めて検証するとともに、北海道らしいIRのコンセプトづくりに向けて、課題となっている事業の継続性や波及効果等について検討を行ってまいる考えであります。</p>

況にあることから、専任参事の配置は見直すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、次期区域認定を見据え、所要の準備に取り組むとしていますが、新年度予算に計上していない中で、何をどうしようとしているのか伺います。

(二) 法定外目的税導入について

いわゆる観光振興税について、道の懇談会は、宿泊施設の利用客一人一泊あたり100円を道が一律に徴収し、宿泊税を導入する市町村は独自の上乗せをするケースが望ましいとまとめられたと承知します。懇談会に参加した市町村などからは、このまとめについて、どのような意見が出されたのか。そして、最終的には理解を得られたのか。

また、独自に税の導入を検討している自治体とは、今後、税の使途や配分、税額などについてどのように調整していくのか伺います。

また、道に先駆けて検討を進める自治体が多い状況で、導入が遅れば、遅れるほど、調整は難しくなり、効果も薄れてきます。

しかし、一方では新型コロナウイルス感染による影響で、観光業界は大きな打撃を受けています。こうした状況で、導入に向けて今後どう取り組むのか、知事の所見を伺います。

(三) 就職氷河期対策について

次に、就職氷河期対策についてですが、こうした世代への支援の一環として、自治体や国が年齢を限定した中途採用を行う取り組みが報じられています。

長期間不遇な状況に置かれ続け十分な技能訓練の機会を失った人々への対応が、正規雇用の中途採用枠をつくることだけで十分でしょうか。また、それが民間企業にも受け皿として拡がりを見せているのか、定かではありません。

当該世代の方々の生活を取り戻す上からも「オール北海道」としての取り組みについて見解を伺います。

また、これらの取組については、限られた人的資源を有効に活用し、MICEに加えIRを担当する課長職を配置するとともに、庁内関係部局や関係市町村との連携を一層緊密に図りながら、着実に進めてまいります。

(知事)

観光振興税についてであります。懇談会では、学識経験者や観光事業者など、幅広い関係者から様々なご意見をいただいた結果、「道の税額を一律100円とし、市町村が独自に宿泊税を導入する場合は、使途に見合った税額を設定するケースが望ましい。」といった考えがまとめられたところであります。

一方、税の導入を検討している札幌市や函館市など7つの市からは、税の使途が重複しないような役割分担の明確化、納税者の過重な負担解消に向けた税額の設定などに係る協議を求める要望があったところであります。

今後は、新たに取り組むべき道としての観光施策や複数の税額案など、懇談会のご意見等を参考に作成した観光振興税の「たたき台」をもとに、道議会においてご議論をいただくとともに、事態の状況を見据えながら、宿泊税を検討している市町村との協議を進めるなどして、道としての方針を取りまとめてまいります。

(知事)

次に、就職氷河期世代への支援についてであります。この世代には、不本意な非正規雇用や長期間の無業状態など、様々な課題を抱えている方々がおり、それぞれの状況に応じた丁寧な支援が必要であると考えております。

このため、道職員採用では、この世代の方々の採用に向け、これまで実施してきた試験に加え、職務経験を不問とする中途採用試験を新年度から実施することとしたところであります。

また、国や道、経済団体、労働団体などで構成する

「就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を来月を目処に設置し、この場を活用して、座学と就業体験による支援などに加え、日常生活や就労における自立に向けた支援の拡充により、民間企業における安定的な雇用や社会参加への橋渡しを行うこととしており、この世代の方々の活躍促進が大変重要であるとの思いのもと、オール北海道で連携し、積極的に取り組んでまいります。

(知事)

次に、カスタマーハラスメントについてであります。顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」は、セクハラやパワハラと同様に、労働者へ多大なストレスを与えるほか、人権を侵害する行為と認識しております。

国が本年1月に策定した、いわゆる「パワハラ指針」では、顧客等からの迷惑行為により、雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上の配慮として、相談体制の整備や一人に対応させないなどの配慮、対応マニュアルの作成など企業の望ましい取組を示しているところであります。

道では、今後とも、国などと連携し、パワハラ指針を活用しながら、ハラスメントの防止について、労働問題セミナーや広報誌などを通じて周知啓発を図るほか、労働相談に応じるなど、ハラスメントのない職場環境づくりに向け、取り組むとともに、消費者に対して、商品やサービス等に対する意見や要望を伝える際の事業者とのコミュニケーションやマナー等について様々な機会を捉えて啓発に努めてまいります。

(四) カスタマーハラスメント対策について

次に、カスタマーハラスメントについて伺います。

この問題については、近年、マスコミでも取り上げられています。つまり小売業やサービス業など人と接する職種において、人格を否定する暴言や繰り返されるクレーム行為、長時間の拘束や土下座による謝罪の要求など、明らかに常識を逸脱した迷惑行為が社会問題化しています。

こうした行為は精神的ストレスにより精神疾患を招く恐れがある上、離職等による働き手不足の要因にもなり、販売機会のロスや対応コストの負担など経営の妨げにもなり、中小企業等にとっては大きく重い問題となっています。

カスタマーハラスメントに対する道の認識を伺うとともに、抑止・是正に向けて今後どのような対策を講じていくのか知事の所見を伺います。

六 エネルギー政策について

(一) 幌延深地層研究計画について

次に、幌延深地層研究計画の期間延長問題について伺います。9年間の研究期間については、先の4定予算特別委員会でも議論となりました。機構側には、6項目の実施事項を定めており、その中の一つには、9

(知事)

次にエネルギー政策に関し、まず、幌延深地層研究計画についてであります。道の特定放射性廃棄物に関する条例では、特定放射性廃棄物は、処分方法が十分に確立されておらず、その試験研究を進める必要が

年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこととありますが、そもそもこの一文は、機構の理事長が示した考えであったことは、知事答弁で明らかになっており、それを単に道側から求める事項に置き換えたに過ぎません。

更に、9年間で必要な成果を得て研究を終了するというふうを考えているとの答弁でしたが、所詮は知事の心証であり、書面で確約を得ない限り、今回のように都合の良い解釈が一方的に行われる危険性があります。

4定では、知事自身が、その後の延長は容認できないと明言している以上、成果を得られようと、得られまいと、研究期間は9年間で終了し埋め戻すと、明確に書面で確約を得るべきであります。知事の所見を伺います。

(二) 洋上風力発電推進に向けた道の取り組みについて

再エネ海域利用法による促進区域指定の動きが活発化しており、本年の促進区域指定を目指し、候補海域の風量調査などを行う洋上風力発電の普及に向けた調査費として1千万円が計上されていますが、新エネルギーの拡大やエネルギーの地産地消を積極的に推進する上で絶好の機会であります。

本道でも促進区域の指定を目指していると承知しますが、知事は今後、推進・導入に向けてどのように取り組んでいくのか考えを伺います。また風力発電施設の部品など重量物を扱う拠点港の指定も含め、積極的な対応が求められていますが、知事の所見を伺います。

あるとしており、幌延深地層研究計画についても、三者協定を前提に、9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了していく必要があると考えております。

道といたしましては、今後、三者協定に基づく専門有識者を加えた確認会議を毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して進められているかを確認の上、その結果についても公表していくこととしており、再びの延長があるとは考えておりませんが、仮に、再延長の協議があった場合について、現在、認める考えはありません。

(知事)

洋上風力発電の推進についてであります。本道は、洋上風力の高いポテンシャルを有しており、風車等の建設に利用する基地港湾の整備などによる経済効果が期待される一方、その開発に向けては、送電網の増強や、漁業者をはじめとした地域の理解促進を図ることが必要であると考えております。

このため、道では、洋上風力に関心の高い地域の自治体と勉強会を開催し、国への情報提供につなげるとともに、道内における機運醸成に向け、新年度、新たに、風況や水深といった基礎的なデータの整備や、漁業者や市町村等を対象としたセミナーを実施するほか、本年度設置した「北海道洋上風力推進連携会議」において、関係機関と必要な情報の共有や課題に対する意見交換を行う考えであります。

また、電力基盤や基地港湾の整備を国に働きかけるなど本道において、促進区域が指定され、洋上風力の導入が加速されるよう積極的に取り組んでまいります。

七 原子力防災対策について

次に原子力防災訓練です。2月13日、北海道電力泊原発3号機の不具合により、放射性物質が放出され、さらには雪崩も発生するという事態を想定した複合訓練が実施されました。訓練では雪上車が出動し、GPSやドローンを使つての道路状況の確認、スマホ端末による情報のやり取りなど、新たな試みが訓練に導入されたと承知します。

しかし参加者は減少してきており、また臨場感に欠けるとの声も出ていました。こうした課題への認識を伺うとともに、次回以降の訓練に向けてどう解決していくのか所見を伺います。

(知事)

原子力防災訓練についてであります。本年度については、厳冬期の対応に重点を置き、雪崩など雪害との複合災害を想定し、2月6日に事前に訓練想定を開示しないブラインド方式による意思決定訓練を、翌週の13日には、約380の関係機関、約1万人の方々の参加のもと実動訓練を実施し、一連の防護対策に加え、GPSアプリの活用など、情報収集の新たな取組の試行などに取り組んだところであります。

道ではこれまで、毎年度、避難対象区域や訓練の災害想定を変えながら、訓練を実施してきたところであります。一方で、参加世代の偏りなども見受けられることから、今後、多くの方々が参加できる休日での開催の検討を進めるほか、実際の発災時を見据えた厳しい災害想定での訓練も重要であり、複合災害を含めた様々な想定での訓練を繰り返し実施するなど、万が一、災害が発生した場合には、円滑な避難行動により、住民の安全確保が図られるよう、より実践的な防災体制の構築に取り組んでまいります。

質 問	答 弁
<h2>八 防災・減災対策について</h2> <h3>(一) 地域の安全対策について</h3> <p>近年、大規模土砂災害が全国各地で発生しており、北海道においても多くの危険箇所が存在していますが、現状の具体的な対策内容を伺います。</p> <p>また、本年2月5日、生活道路脇の斜面が崩れ、巻き込まれた若者が死亡するという痛ましい事故が起きました。事故現場は「土砂災害警戒区域」に指定されていましたが、こうした警戒区域側にある生活道路を、道は、どのように把握し安全対策を行っていくのか所見を伺います。</p>	<h2>(浦本副知事)</h2> <p>土砂災害対策についてであります。道では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域の指定を推進しておりまして、指定にあたりましては、災害時に被害が及ぶ恐れのある家屋や施設、道路の状況なども把握するとともに、その内容を地域の防災において重要な役割を担う市町村に対し提供しているところでございます。</p> <p>加えまして、地域内の住民への説明会を行い、周知を図っておりますほか、警戒区域の指定後は</p>

<p>(二) 新年度予算における防災・減災への対応について</p> <p>静岡県では、地震・津波発生時における減災目標を、具体的な数値として設定しており、官民一体の協力により防災・減災への意識が非常に高まっていると承知します。</p> <p>北海道では根室沖の巨大地震の可能性が指摘されていますが、これまでの防災総合訓練や胆振東部地震の災害検証を踏まえ、道は、防災・減災の目標値をどのように設定し、新年度予算では、具体的にどのように反映しているのか所見を伺います。</p> <p>九 交通政策について</p> <p>(一) J R北海道路線維持問題について</p> <p>1 国との協議について</p> <p>法改正まで一年余りとなった中、J R北海道の経営再生は正念場を迎えています。「考え方」や「提言」をまとめるにあたっては、いまだ見直し路線対象の地</p>	<p>市町村がハザードマップに表示するとともに、道でもホームページで公表しているところがございます。</p> <p>一方、この度の神奈川県で発生いたしました事故を踏まえ、警戒区域の存在について、道路利用者などへの周知も重要であると考えておられ、そのための有効な対策について、主に生活道路の管理者であります市町村などと早急に協議を進めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>本道の地震対策についてであります、東日本大震災を踏まえ、道では平成24年に、いち早く、道独自に太平洋沿岸の津波浸水想定を作成し、公表したところではありますが、国においては、現在、最新の知見により、千葉県以北の太平洋海域における津波断層モデルを検討しており、これに基づき、地震防災戦略を見直すものと承知をしております。</p> <p>道では、国の断層モデルの公表後、速やかに、有識者による検討組織のもと、国のモデルに基づく新たな津波浸水想定の設定に着手することとしており、これに関連した予算を計上しているところであります。</p> <p>太平洋地域において、巨大な地震の発生が危惧される中、本道の地震対策は、喫緊の課題と認識をしておられ、防災訓練や防災教育を通じた道民意識の向上はもとより、津波浸水想定や、国の地震防災戦略を踏まえた減災目標の早期策定に向けて、全力で取り組むとともに、各般の対策に向けた財政措置について、国に対し引き続き要望してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>交通政策に関し、まず市町村やJ R北海道との連携などについてありますが、持続的な鉄道網の確立に向けた基本的な考え方の取りまとめに当たっては、道</p>
---	---

<p>域協議会では協議が続いていますが、道内自治体やJR北海道との連携は十分に図られたものと理解して良いのか、その認識を伺います。</p> <p>また知事は、「利用促進以外の支援は行わない」と明言していますが、地域に支援を求める国の考え方は大きな隔たりがあります。今日までの国との協議経過と内容は、どのようになっているのか所見を伺うとともに、今後の国との協議に臨む知事の姿勢について伺います。</p>	<p>議会における議論はもとより市町村、関係団体の皆様からのご意見を十分に踏まえるとともに、JR北海道にも、その内容を確認しながら整理をしたところであります。</p> <p>また、国への提言案については、オール北海道での提言に向け、市町村や関係団体はもとより、JRとも意見交換を行うなど、緊密に連携を図ってきているところであります。</p> <p>道では、地域のご意見や道議会のご議論などを踏まえると欠損補助や鉄道施設の老朽更新等、利用促進に係るもの以外について、地域に対し負担を求めることは受け入れられるものではないとの認識のもと、これまで国と様々なレベルで意見交換を重ねてきておりますが、地域が検討するために必要な情報が未だ十分ではないことから、国やJRをはじめとする関係者に対し必要な情報の提供を求めながら、引き続き、関係者間で協議を重ねていく考えであります。</p>
--	---

質 問	答 弁
<p>2 機運の醸成について</p> <p>道は鉄道網の確立に向けて道内外への情報発信を積極的に行い、法改正に向けた一層の機運醸成を図っていくとしていますが、醸成に向けた手法などについて所見を伺います。</p> <p>また、オール北海道で国への提言を行うとしていますが、効果的な取組が必要であります。提言の手法、時期についての所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>機運の醸成に向けた取組についてであります。道では、現在、鉄道活性化協議会の構成団体や市町村と連携し、沿線住民をはじめ企業や団体に対して、観光や出張による具体的な鉄道利用の働きかけを行うとともに、沿線地域が展開する様々な取組とも緊密に連携するなど、全道的な鉄道の利用促進に向けた取組を進めているところであります。</p> <p>道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向け、経済団体や企業等に対して、より一層の取組を求めるなど、鉄道の利用促進を道民運動として展開するとともに、国民的な関心や議論を喚起するため、新年度においては、民族共生象徴空間「ウポポイ」のオープンや東京</p>

3 提言のあり方について

地域の協力・支援のあり方について、道は「可能な限りの支援を行う」としてありますが、現状では、鉄道活性化協議会を通じた利用促進運動しかみえていません。

国への提言と並行して、地域の協力・支援の仕組みや制度についても検討の場を早急につくる必要があると思いますが、どのように進めるのか所見を伺います。

(二) 道内7空港の一括民間委託について

道内7空港の運営の一括民間委託が1月15日から本格的に始まりました。現在、道内を発着する路線の約8割が新千歳空港に集中しており、人口や経済が札幌圏に集中する要因ともなっています。今後は、基幹空港の新千歳空港以外にも観光客を分散させ、道民全体に観光産業の恩恵を広げていくことが重要であります。

道は、北海道の均衡ある発展に向け、新千歳空港の機能を維持しながら、他の6空港を底上げする戦略を、どのように描いているのか。また空港と地域をつなぐ二次交通、さらには観光地間の交通ネットワークに

オリンピック・パラリンピックといった全国的なイベントなどの機会を捉え、機運醸成に向けた取組をオール北海道で積極的に展開してまいります。

また、国への提言については、市町村をはじめ関係者の皆様と一丸となり、法改正に向けて効果的な提言となるよう、手法や時期などについて、引き続き、検討してまいります。

(中野副知事)

JR路線維持問題に関しまして、地域としての協力・支援についてでありますけれども、持続的な鉄道網の確立に向けましては、オール北海道による利用促進の取組を道民運動として展開しながら、長大な路線を抱え、積雪寒冷の気象条件など厳しい経営環境下に置かれております本道鉄道網の実情を踏まえて、地域の視点から課題を整理した上で、様々な手法について検討を進めることが必要であると考えているところでございます。

道といたしましては、地域が検討するために必要な情報につきまして、国やJR北海道をはじめとする関係者に対して情報の提供を求めながら、引き続き、関係者間で協議を重ねてまいる考えであります。

(知事)

空港民間委託に係る今後の取組についてであります。この度の空港民間委託を本道全体の活性化に着実につなげていくためには、新千歳空港のみならず、地方空港の活用を図りながら、13空港全体の航空ネットワークの充実強化や北海道全域での観光流動の創出に取り組むことが重要であると考えております。

道といたしましては、現在、策定を進めている、航空ネットワークビジョンの実現を加速するための行動計画をもとに、地方空港における路線誘致や複数空港の利用促進はもとより、空港を中心としたMaaSの展開を目指すなど、交通事業者をはじめ、市町村や関係機

ついて、どのように基盤整備をはかっていくのか所見を伺います。

十 第1次産業振興について

(一) 国際貿易協定に対する姿勢と対策について

日本の農業・農畜産物は、ここ数年の間に、大きな国際貿易協定が立て続けに発効され、際限のない自由化へと突き進んでいます。このことは、低下し続けている我が国の食料自給率からも食料の安全保障面や食の安全・安心の面からも農業者のみならず、消費者も不安を抱えています。

現時点において、米国産牛肉の輸入が22%も増えたとの報道もあり、北海道はもとより国内農業の崩壊につながりかねない今後の追加交渉については断固反対の姿勢を貫くべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、現協定の範囲内で懸念される課題についても、生産現場の意見や市場動向を継続的に調査するなど現状を正確に把握し、その検証とともに、必要な対策を講じる必要がありますが、知事の所見を伺います。

関と一体となって、交通モード間の連携によるシームレスな移動の実現にも取り組んでいく考えであり、地方空港の活性化に向けて、こうした取組を加速してまいります。

(知事)

国際貿易協定への対応等についてであります。グローバル化が一層進展する中、本道の農業が、持続的に発展していくためには、その再生産を確保し、多様な担い手が将来に希望をもち、安心して営農に取り組んでいくことが何よりも重要であります。

日米の追加交渉については、「協定発効後4か月以内に、交渉分野に関する協議を終える」とされていることから、道としては、今後とも、国に対し、丁寧な情報提供を求めてまいる考えであります。

また、引き続き、農畜産物の輸入量や市場価格の動向調査、農業者や関係業界等からの聞き取りを行うなど、協定の発効による影響を継続的に把握し、国に対し、必要な対策と予算の確保を求めていくとともに、生産基盤の整備や担い手の育成・確保はもとより、スマート農業の推進、道産牛肉や日本

質 問	答 弁
<p>(二) 米生産の取り組みについて</p> <p>次に、米生産の取り組みを伺います。</p> <p>日本の稲作・水田農業は、米の安定供給をはじめ国土や環境保全など多面的な機能を果たしています。</p> <p>しかし、農業者の高齢化や畑作物等への転換などから、水稲作付が徐々に減少していることが強く懸念されます。</p> <p>今回、新規事業として予算計上された「米どころ・酒どころ北海道振興事業費」は、現在、海外需要が高まっている日本酒の原料生産の振興に寄与することが期待されているところですが、本道の酒米生産と道産日本酒のブランド確立に向けた取組について、所見を伺います。</p> <p>(三) 持続可能な林業・木材産業基盤の整備について</p> <p>次に林業・木材産業について伺います。</p> <p>T P P 1 1や日E U・E P Aなどによる外国産材の流通や林業分野の規制緩和が進むなか、戦後以降の継続的な植林管理により本格的な利用期を迎えています。</p> <p>こうした中、道は、「北の森づくり専門学院」を設立し、林業就業対策に力を注いでいますが、森林施業プランナーや現場の課題に適確に対応できる能力並びに実践力を有する熟練度の高い人材の確保なども、持続可能な林業・木材産業基盤に繋がるものと考えます。</p> <p>本道が有する豊かな森林資源を活かし、主伐及び再</p>	<p>酒の輸出拡大など、本道農業の生産力と競争力の一層の強化に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、酒米生産の取組などについてでございますが、近年、全国的に日本酒の輸出が伸び、評価も見直されている中、北海道産の酒米を使用した道産日本酒の需要を拡大していくためには、ブランド力の向上や輸出の拡大に向けた一層の取組が必要であると考えております。</p> <p>このため道では、関係機関・団体や酒蔵などと連携し、酒米の品種開発の加速化をはじめ、栽培指導や研修会の開催など、品質向上・安定生産に向けた取組を充実するとともに、道産日本酒の地理的表示（G I）の活用も検討しつつ、インバウンド向けや海外へのプロモーションを展開するなど、酒米生産から日本酒の販路拡大に至る取組を総合的に推進し、道産酒米の生産振興と道産日本酒のブランド力の強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(知事)</p> <p>次に、林業・木材産業の持続的な発展についてでございますが、本道において、利用期を迎えた人工林などの循環利用を進め、林業・木材産業の成長産業化を一層推進していくためには、伐採や植林といった森林づくりを担う人材の育成・確保をはじめ、原木の安定供給や生産コストの低減、効率的な加工体制の構築などを計画的に進めていくことが重要であると考えております。</p> <p>このため、道では、北の森づくり専門学院において、実践的な教育により即戦力となる人材を育成するとともに、関係団体との連携のもと、従事者のキャリアアップに向けて、技術や経験に応じた体系的な研修の</p>

造林対策の強化や新たな木材需要の創出など、国産材の安定供給や林業・木材産業の成長が求められていますが、今後持続可能な林業・木材産業の基盤整備をどのように進めるのか、知事の所見を伺います。

(四) 秋サケ資源対策について

秋サケ資源対策について伺います。

近年、地球温暖化の影響などからサンマの不漁や秋サケ資源の減少など道内漁業は厳しい状況にあります。秋サケは北海道の食の象徴ともいえる魚種であり、北海道観光の振興に大きく寄与しています。しかし、健苗生産に必要な良質卵の不足、また関係施設の老朽化や放流適期の変化などの課題に十分な対策が講じられているとは言い難い状況にあります。

今後も続くと思われる気候変動に耐え得る強い稚魚のふ化放流や、来遊状況に左右されない効率的な親魚捕獲及び良質卵確保の取り組み、また資源造成に向けた調査研究、技術改良、さらに漁業者や民間技術者とのタイアップも極めて重要になってくると考えますが、低迷する秋サケ資源対策についてどのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

(五) 海獣対策について

次に、海獣対策についてでありますけれども、北海道の沿岸部において、トドなどの海獣による漁業被害が毎年発生しております。平成26年に国が定めた「トド管理基本方針」に基づき採捕されていますが、その一方で、トド等による漁具の破損や漁獲物の食害など被害額は年間14億円にもものぼり、特に日本海沿岸の漁業者の経営に大きな影響を及ぼしており、漁業者からは、漁業補償の声が依然として多くあがっています。

駆除や強化網など従来の取り組みに加え、漁業補償制度の創設を求める漁業者の声に知事はどのように応えるのか所見を伺います。

充実を図るほか、国のTPP等関連予算などを活用し、伐採後の着実な植林や、路網の整備、高性能林業機械の導入、さらに、加工施設等の整備への支援を進めるなど、本道の林業・木材産業が持続的に発展できるよう取り組んでまいります。

(知事)

秋サケ資源対策についてであります。道では、昨年6月に国や道の試験研究機関などで構成する「秋サケ資源対策協議会」を設置し、近年の秋サケ資源の減少要因や増大対策の検討を進めてきた結果、放流時期の沿岸域での海水温や餌不足など海洋環境の変化が、主な要因としてとりまとめられたところであります。

このため、道としては、捕獲河川の追加による親魚の確保やふ化施設の改修などの対策に加え、稚魚の成育に適した汽水湖の活用や国の低密度飼育試験へ参加するほか、協議会の結果を踏まえ、餌不足などに効果が期待できるDHAの給餌や海水温の変化に対応した放流時期の精度向上に取り組むなど、漁業者など関係者と一体となり、本道漁業にとって重要な秋サケ資源の早期回復に努めて参る考えであります。

(知事)

次に、トドなどの漁業被害対策についてであります。本道での海獣による漁業被害額は、近年、減少傾向であるものの、日本海地域や根室、日高管内を中心に、依然として多くの被害が発生しており、漁業経営に大きな影響を及ぼしております。

このため、道といたしましては、海上作業に慣れた漁業者ハンターの育成・確保や被害の大きい地域に対するベテランハンターの派遣のほか、トドの来遊が増加した地域への採捕枠の柔軟な配分、トドに破られにくい定置網の導入支援などに取り組むとともに、漁業団体や市町村と一層連携し、国に対し、強化刺し網の早期実用化や音波などにより網から遠ざける忌避装置

	の開発に加え、漁業被害を補償する支援制度の創設を要請するなど、経営に深刻な影響を受けている漁業者が安心して漁業を営めるよう、努めてまいります。
--	---

質 問	答 弁
<p>十一 人権政策について</p> <p>(一) ヘイトスピーチへの対応について</p> <p>国において、いわゆるヘイトスピーチ解消法が成立し、自治体においても、ヘイトスピーチを規制する条例が導入され始めています。しかし本法律は、人種的・民族的マイノリティに対するヘイトスピーチが除外されており、現状を踏まえた対策が必要です。</p> <p>また国会の附帯決議では、国や自治体に「人種差別撤廃条約の精神に鑑み、適切に対処すること」を求めていることから、道としても、遅きに失した感は否めませんが、取り組む時期にきています。</p> <p>事実上、野放しとなっているヘイトスピーチに対する認識を伺うとともに、ヘイトスピーチに関する現行法の枠組みに依らず、全ての人に対する差別等を禁止する条例の必要性について、知事の所見を伺います。</p> <p>(二) 北海道人権施策推進基本方針の見直しについて</p> <p>やはり根本となるのが人権施策推進基本方針です。我が会派の再三の指摘を受け、ようやく、現在、見直しを行っていると承知しますが、よりスピード感をもって取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>差別的な言動への対応についてですが、差別的言動は、受ける人の尊厳を著しく傷つけ、また、周囲を煽り差別意識を拡大させることになりかねず、あってはならないものと認識をしております。</p> <p>国は、「アイヌ施策推進法」や「ヘイトスピーチ解消法」を制定し、不当な差別的言動などを許さないとしており、道でも、様々な関連法令に加え、「北海道人権施策推進基本方針」により、差別や偏見のない社会づくりに取り組んできたところであります。</p> <p>私といたしましては、世代や性別、民族や文化・習慣の違いなどを理由とする差別の解消に向け、人権への理解や配慮が態度や日常生活での行動に現れるよう家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じた人権教育や啓発を推進し、差別的な言動を許さない共存社会の実現を目指してまいります。</p> <p>(中野副知事)</p> <p>「北海道人権施策推進基本方針」の見直しについてですが、基本的人権の尊重は、いつの時代におきましても最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的な理念ではありますが、価値観の多様化や情報化の進展等によりまして、人権を取り巻く状況は、複雑化・多様化しており、性的マイノリティや差別的言動、更には犯罪をした者への対応などの課題も生じてきているところでございます。</p> <p>「人権施策推進基本方針」の見直しに当たりましては、こ</p>

十二 アイヌ政策について

(一) アイヌの方々に対する差別について

麻生太郎副総理が自身の国政報告会で、単一民族発言を行いました。過去にも同様の発言をしており、極めて不見識と言わざるを得ません。批判を受け、麻生氏は「誤解が生じているならお詫びの上、訂正する」と言いましたが、誤解の余地はありませんし、訂正すると言っているだけで、謝罪の意図は全くありません。これに対し知事は記者会見で「既に謝罪と訂正をされていると承知している」との発言をしています。知事は、麻生氏の言葉の、どこを取って謝罪していると判断しているのでしょうか。判断の根拠を伺うとともに、繰り返し行われる発言に対する所見を伺います。

また知事は、北海道民を代表して、麻生氏に強く抗議すべきと考えますが、その意思はあるのか、伺います。

(二) ウポポイ来場者数の確保について

いよいよウポポイのオープンまで1か月余りとなりました。

国は、アイヌ文化復興を実現するための来場者目標数を100万人と設定していますが、新型コロナウイルスの影響は、国内はもとより世界各国にまで及んでおり、インバウンド数の確保はかなり厳しい状況にありま

う。といった今日的課題にも適切に対応するため、方針策定時と同様、道が取り組むべき課題や期待される人権施策等につきまして、学識経験者などからご助言をいただく考えであります。

また、関係団体や市町村などからもご意見を伺うなど丁寧な検討を進めまして、今後の人権施策推進の基本的な考え方として取りまとめてまいります。

(知事)

麻生副総理の発言についてであります。昨年5月に施行したアイヌ施策推進法においては、アイヌの人たちが先住民族であるとの認識を示しており、副総理は、翌日の記者会見において、こうした政府の方針を否定する意図はないとして、お詫びの上、訂正すると発言されたものと承知しております。

私といたしましては、同法の目的であるアイヌの人たちの民族としての誇りが尊重され、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るためには、アイヌの人たちに対する正しい理解が不可欠と考えており、今後、法の趣旨に反する言動などがなされることのないよう、アイヌの歴史や文化に対する正しい認識と理解を促進するための具体的な取組を着実に進めていただくよう、国に対して求めるとともに、国や市町村などと連携して、これまで以上に取組を進めてまいりたいと考えております。

(知事)

ウポポイについてであります。この度の新型コロナウイルス感染症による本道観光への影響が懸念される中、国内外の多くの方々にウポポイへ訪れていただくためには、感染予防対策などの確かな対策を行うとともに、今後の状況の推移などを見極め、誘客につなげる施策を展開していく必要があるものと認識しており

<p>す。また、国内でも様々なイベント等が自粛傾向にあることから先行きが見通せません。</p> <p>こうし状況を踏まえ、来場者数100万人達成に向けて、どのような課題があると認識し、対応していくお考えなのか所見を伺います。</p>	<p>ます。</p> <p>道といたしましては、多様な情報媒体の活用をはじめ、スポーツイベントなど幅広い層が注目する機会を捉え、ウポポイやアイヌ文化の魅力を発信し、来訪意欲の向上や新たな関心層の発掘などに取り組んでまいりる考えであります。</p> <p>また、白老町に開設される観光インフォメーションセンターとも連携を図りながら、ウポポイ周辺における賑わい創出や全道各地の魅力発信を行うなど、官民一体となって取り組んでまいります。</p>
--	---

質 問	答 弁
<p>十三 東京2020オリンピック・パラリンピックについて</p> <p>(一) 「スポーツ王国北海道」の実現について</p> <p>ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックでのマラソン・競歩の開催を契機に、スポーツに対する道民の注目が高まっています。道は、「スポーツ王国北海道」の実現に向けて、今後の施策にどう生かしていくのか知事の所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>今後のスポーツ施策についてであります。昨年のラグビーワールドカップに引き続き、東京2020オリンピックの札幌開催は、世界のトップアスリートの活躍を間近で見ること、ボランティアとして大会をサポートすること、さらには、国内外の多くの方々と交流することなど、多くの道民の皆様がスポーツの魅力や楽しさを実感する絶好の機会となります。</p> <p>特に、将来を担う子供たちが、世界で活躍する夢や希望を抱くことや、ホストタウンなどを通じて、継続的な地域や住民との交流につながっていくことは、大会のレガシーにもなると考えております。</p> <p>道としては、これらの世界的スポーツイベントでの経験などを活かし、道内の市町村や競技団体、経済団体などとの連携を一層推進しながら、スポーツを「する・みる・ささえる」文化を定着させるとともに、道民のだれもがスポーツに親しむ機会の充実や本道アスリートの育成・強化のほか、スポーツを通じ、地域活性化や、年齢や障がいの有無などにかかわらず、社会に参加し支え合う共生社会の形成など、「スポーツ王国</p>

(二) 交通運輸業者への対応について

次にオリンピックに係る交通運輸業者への対応について、伺います。

開催時における大会関係者や観客等は相当数にのぼり、これに伴う大規模な警備や交通規制から、路線バスやタクシー、トラック等の交通運輸業者に大きな影響が及ぼすと想定されます。早期にシミュレーションを実施し、規制に係る情報を関係団体や業界に提供し、混乱を招くことのないよう取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

十四 教育課題について

(一) 給特法改正について

1 今後のスケジュールについて

給特法改正の成立に伴い、道は、給特条例の一部改正を提案しましたが、条例改正及び教育委員会規則改正、上限方針制定及び1年単位の変形労働時間制の今後の具体的なスケジュールを教育長に伺います。

北海道」の実現に向けて、本道のスポーツ振興に取り組んでまいります。

(知事)

次に東京2020オリンピックに係る交通運輸業者への対応についてであります。大会組織委員会では、道や札幌市、道警察のほか、交通・運輸事業者などからなる輸送連絡調整会議を設置した上で、交通量調査などにより混雑の発生箇所などを想定し、市民生活や物流を含めた都市活動の安定と安全かつ円滑な競技運営との両立に向けて、交通需要の抑制や分散などについて、関係機関と協議を重ねているところであります。

道といたしましては、今後、交通規制はもとより、渋滞が予想される範囲や時間帯などについて、早期の情報提供や幅広く協力を要請することを、大会組織委員会に働きかけるとともに、札幌市と協力して道民の皆様呼びかけるなど、市民生活や経済活動などへの影響を極力緩和できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

(教育長)

次に給特法改正に伴う対応についてであります。この度の給特法の改正は、教育職員の健康及び福祉の確保や、業務量の適切な管理等の措置を行うため改正されたものであり、今般の給特条例の改正案もこの趣旨に沿ったものであります。

道教委では、この条例のもと、「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」として、教育委員会規則において在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、1か月45時間以内、1年360時間以内にするなど具体的な上限時間を定めることとし、これらを実現するため、新年度から、勤務時間を客観的に計

<p>2 業務の見直しに対する認識について</p> <p>給特法改正はあくまでも、業務の長時間化解消など学校における働き方改革を推進させるための総合的な方策の一環として講じられたものであります。学校職員の業務見直しについて、知事及び教育長の所見を伺います。</p>	<p>測・記録する出退勤管理システムの導入や、徹底した業務の見直しを行う中で、教員の長時間勤務の縮減を進めてまいります。</p> <p>なお、一年単位の変形労働時間制については、法施行が令和三年度であり、今後示される予定の省令等を踏まえて、適切に対応してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>教育課題に関し、学校における業務の見直しについてであります。先に改正された給特法は、教員の働き方に関し、一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、業務量の適切な管理等に関する指針を、国が策</p>
---	--

質 問	答 弁
	<p>定・公表することを内容とするものであり、学校における働き方改革を進めるための総合的な方策の一つであると認識しております。</p> <p>そうした中、道教委においては、本年度、学校における働き方改革のアクション・プランを改定するとともに、民間コンサルタントなどによる業務の点検と対応策の検討など、学校業務の見直しを進めていると承知をしており、私としては、引き続き、道教委と連携しながら、教員の方々が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちに質の高い教育を提供できるよう、取り組んでまいります。</p> <p>(教育長)</p> <p>次に学校における業務の見直しについてであります。この度の条例等の改正による上限時間の設定は、教員の在校等時間の短縮を行うことで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、本来担うべき業務に専念できる環境を整備するため行うものであります。</p>

(二) 人権教育について

人権教育は、教育の中でも重要なコンテンツとして位置付けられる必要があります。道では「北海道心の教育推進キャンペーン強調月間」や人権教育指導者研修会などを通じて、人権教育について取り組んできていると承知しますが、そうした取り組みを今後、教育現場にどのように活かしていくのか知事及び教育長に伺います。

このため、道教委としては、今般、民間コンサルタントに委託し作成する業務改善の手引に基づき、道内全ての学校において、教材作りの効率化などの取組に加え、学校の伝統として続いている行事の見直しなどの業務改善を積極的に進めてまいります。

(知事)

人権教育についてであります。人権意識を高めるためには、道民一人ひとりが、人権について正しい理解と認識を深め、人権への配慮が態度や日常生活での行動に現れるよう、子どもから大人までの各段階で、人権教育を推進するとともに、講演会や各種広報、関係機関と協働した人権週間の取組など様々な機会を通じて人権の重要性について啓発を行うことが必要と認識しております。

とりわけ、本道の将来を担う子どもたちに対する人権教育は重要であり、今後も道教委と連携し、研修会の開催などを通じて、人権教育の担い手となる教職員を支援することにより、子どもたちが、互いの個性・立場を尊重する態度、生命を大切に、他者を思いやる豊かな心を育てていけるよう人権教育の充実に努めてまいります。

(教育長)

人権教育についてであります。人間の尊厳や多様性に対する肯定的評価、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などについて、子どもたちの発達段階に応じて教育していくことが大変重要であると認識をしております。

道教委では、これまで、法務省による委託事業として人権啓発を推進するための人権教育指導者研修会や心の教育推進フォーラムを実施してきましたところですが、こうした研修会に、より多くの教員が参加し、人権に関する知識や理解を深めることが重要であると考えております。

新年度の事業の実施にあたっては、幅広く教職員に参加を促し、子どもの権利や自由と責任、生命の尊さなどについて、道徳科や社会科をはじめ、学校の教育

<p>(三) G I G Aスクール構想について</p> <p>1 研修等について</p> <p>国は2020年度までに集中的に回線増強を行うとともに、新たに義務教育において1人1台端末の学習環境を段階的に整備するための経費が盛り込まれたところでもあります。</p> <p>タブレット等の導入にあたっては、現場教職員の声を反映することが重要と考えます。また、端末が入ればすぐに授業ができるわけでもなく、活用するソフト等の学習・研修等も必要となってくるのですが、そうした時間をどう確保するのか教育長の所見を伺います。</p>	<p>活動全体を通じて指導することで、子どもたちの人権に関する教育の推進に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>G I G Aスクール構想への対応についてであります。情報化の急速な進展により、I C Tの日常的な活用が不可欠となる中、子どもたちに、社会で生き抜く力や創造性を育むためには、G I G Aスクール構想による1人1台端末の整備が、大変重要なものと考えております。</p> <p>このため、道教委では、教員一人一人がI C Tを効果的に活用した学習指導を行うことができるよう、有識者や現場の教員等を含むワーキンググループを立ち上げ、各学校の実情を把握しながら、1人1台端末を効果的に活用した授業モデ</p>
---	---

質 問	答 弁
<p>2 通信環境の整備について</p> <p>端末の導入にあたってはWi-Fiあるいは、LTEの整備が必要ですが、現在、地域によっては高速通信環境が整っていない地域もあります。また、校外での使用も想定されますが、道内の小中学校すべての地域で通信環境が整っていることが前提となります。</p> <p>現状のネット環境の状況と今後の通信環境の整備のあり方について、知事及び教育長に伺います。</p>	<p>ルを作成し、普及を図るほか、どこでも行えるオンデマンド研修の構築に取り組むなど、働き方改革の観点も踏まえ、教員のI C T活用能力の向上に向けた研修等の機会の確保に努めてまいります。</p> <p>(浦本副知事)</p> <p>地域における通信環境の整備についてであります。高速無線通信サービスや光ファイバーなどのブロードバンド環境は、民間の通信事業者により居住地を中心に整備が進んでおりますが、採算性の問題から過疎地域などにおきましては整備が遅れている地域もございます。</p> <p>こうした地域におきましては、これまで市町村が国の補助制度を活用し、整備を行ってきたところでありますが、市町村の負担が大きく、取組みが進まない現状でございます。</p> <p>道といたしましては、I C Tを活用した学習環境の充実を図っていく上でも、地域におけるブロード環境の整備が重</p>

要であると考えておりまして、市町村の負担軽減に向け、これまで国に対し、財政措置の拡充など支援策の充実や、固定電話を対象とした、全国、全ての地域でサービスの提供を義務付ける「ユニバーサルサービス制度」にブロードバンドも対象とするよう要望してきているところでもありまして、今後とも、国に対し、様々な機会を通じて、整備促進に向けた支援策の充実・強化について働きかけてまいります。

(教育長)

次に、小・中学校における通信環境についてであります。が、国の昨年3月の調査結果では、道内において、光ファイバーなどの高速回線を利用して、インターネットに接続している小・中学校の割合は、9割を超えているものの、普通教室における無線LAN整備率は、45%程度となっております。

この度のGIGAスクール構想が目指す学校における通信環境は、各教室の全ての児童生徒がパソコン等の端末を使用し、インターネットを通じたクラウドサービス等の活用を可能とする学習環境であり、文部科学省からは、無線LANを含めた校内通信ネットワーク整備や携帯通信事業者が提供するLTE等の活用が示されております。

道教委としては、市町村が、それぞれの通信環境において、将来の発展性も視野に入れた望ましい整備方法などを検討する上で、必要な情報の提供に努め、個別の相談に対して、きめ細かく指導助言してまいります。

(四) 少人数学級編成の対象学年の拡大について

次に、少人数学級編成について伺います。私たちは、これまで、子どもたちに豊かな教育を保障するために、30人以下学級の完全実施を求めてまいりました。今回、道教委が、現在小学校1年生、2年生で実施している35人以下学級編成を段階的に3年生、4年生へ拡大することとしたことは一定程度評価いたします。

しかし、小学校段階では39の都府県・16の政令

(浦本副知事)

少人数学級についてであります。道教委では、子どもたちへの指導を充実させるため、これまで小学校低学年において実施しておりました35人以下の少人数学級編成を、国の加配を活用いたしまして、新年度からは小学校第3・第4学年へ順次拡大するものと承知をしております。

道といたしましては、子どもたち一人ひとりに目が行き届くきめ細かな指導を行っていくことが重要と考

<p>市において、すでに国の基準を超える少人数学級が実施されています。</p> <p>今回の、少人数学級編制の対象年齢の拡大にあたっては、道として独自の措置、もしくは、国からの新たな予算獲得を行って、直ちにすべての小学校3年生、4年生で実施すべきと考えますが、知事及び教育長の所見をお伺いいたします。</p>	<p>えており、少人数学級編制の更なる拡大に向け、引き続き、教職員定数の改善を国に要望するなど、全国知事会や道教委などと連携しながら、教育環境の一層の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(教育長)</p> <p>最後に、少人数学級編制についてであります。道教委では、新年度から全面実施される小学校の新学習指導要領の円滑な実施に向け、英語教育やプログラミング教育などの新たな教科や学習内容を、子どもたち一人一人にきめ細かく指導できるよう、国の加配を活用して、35人以下の少人数学級編制を、新年度から令和4年度までの3年間で、小学校3、4年生へ順次拡大することといたしました。</p> <p>道教委といたしましては引き続き、全国都道府県教育委員会連合会などと連携しながら、少人数学級編制の更なる拡大に向け、国に対して教職員定数の改善を強く要望するとともに</p>
--	--

質 問	答 弁
<p>十五 公安課題について</p> <p>(一) 公安委員会のあり方について</p> <p>警察官によるヤジ排除問題では、公安委員会のあり方が問われました。本来、公安委員会は警察組織の政治的中立や民主的な運営を確保する第三者機関であるはずなのですが、警察本部が行った調査に、どれだけ真相解明に寄与したのか疑問が残ります。</p> <p>道警本部による報告について、公安委員長の所見を伺うとともに、警察本部では、調査にあたり、公安委</p>	<p>に、効果的な事業を重点的に展開することを通して、すべての小学校3、4年生の35人以下の少人数学級編制を実現してまいります。以上でございます。</p> <p>(公安委員長)</p> <p>道警察からの報告についてであります。道公安委員会では、昨年7月15日の警護警備における警察措置につきまして、定例会議において、事実関係の確認状況などの報告を受け、その中で、道警察に対し、説明責任を果たすべく事実関係について、しっかりと確認を行うように指導を行ってきたところであります。</p> <p>その上で、2月26日の臨時会議におきまして、い</p>

員会からどのような指導・監督を受けて調査を行い、報告を行ったのか、警察本部長の所見を伺います。

ずれも現場の警察官が、それぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものであるとの報告を受けこれを了承したものであります。

道公安委員会といたしましては、道警察が、今後とも、道民に対し、しっかりと説明責任を果たしていくよう適切に管理機能を発揮してまいります。

(警察本部長)

道公安委員会からの指導等についてであります。道警察におきましては、昨年7月15日の警護警備における警察措置が報道等において指摘を受けた直後から事実確認を開始をし、その確認状況などについて、随時、公安委員会の定例会議において報告を行ってまいりました。

道公安委員会からは、報告の都度、しっかりと事実確認を行うこと、その上で、できるだけ早く説明を行うことや、職務執行の中立性に疑念をいだかれることのないよう、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行すること、特に、より丁寧な協力要請などにより職務執行に対する道民の理解と協力が得られるよう、より一層の努力をすることなどについて指導をいただき、これを踏まえ事実確認を行ったものであります。

(二) 知事の認識について

総務委員会では、「不偏不党かつ公平中正を旨とし職務を遂行する」との報告があったと承知しますが、まさに今回、その職務を遂行する姿勢が問われたわけであります。

道警本部は、いずれの事案も、法律に基づき必要と判断した措置を講じたものとしておりますが、知事は「道民目線」の立場から、報告内容をどのように受け止めたのか所見を伺います。

また事案の対象者からは、精神的な苦痛を受けたとして、道に対し損害賠償請求が起こされているようですが、こうした事態に至っている現状をどのように考えるのか、知事の所見を伺います。

(知事)

昨年の参議院選挙時の道警察の対応についてであります。道警察からは、先般、道議会に対し街頭演説やその後の状況を踏まえ、犯罪や事故につながるようなトラブルや混乱の未然防止、要人の安全確保に必要と判断をし、現場の警察官が講じた措置と法的根拠について報告されたものと承知をしております。

私といたしましては、道警察において、中立性に疑念をいだかれることのないよう適切に職務を遂行することはもとより、引き続き、道議会の場などにおいて、その考え方を道民の皆様理解いただけるよう、努めていただきたいと考えております。

また、今回の事案については、道を被告とした国家賠償請求訴訟が提起されており、補助執行している道警本部において適切に対応されるものと認識をしております。

令和2年第1回北海道議会定例会 代表質問 再質問

年月日 令和2年3月11日(水)

質問者 民主・道民連合 笹田 浩 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について</p> <p>(一) 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>1 緊急事態宣言の終了目途について</p> <p>国に先駆けて、学校の休業要請や緊急事態宣言を出したのは、知事としての判断であると答弁しましたが、どのようなエビデンスもしくは専門的知見によって要請、宣言したのか、それは明らかにされませんでした。</p> <p>改めて、知事の判断の元となったものは何なのかお伺いいたします。</p> <p>また、緊急事態宣言を出した以上、その終了も宣言しなければならないはずであります。知事は、どのような状況になれば緊急事態を終了させることができると考えているのか、所見を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>緊急事態の宣言についてであります。この度の緊急事態の宣言は、北海道において、本道において、2月20日頃から患者が増加するとともに、全道域で発生をしていたこと、また、2月24日には、国の専門家会議が「ここ1～2週間で極めて重要な時期」との見解を出したこと、さらに、翌25日には、国の感染症対策本部から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発出され、感染の流行を早期に終息させるためには、クラスターの発生を防止することが極めて重要であることなどが示されたことを踏まえ、国から派遣された専門家チームなどのご意見も伺いながら、知事として緊急事態を宣言したものであります。</p> <p>なお、今後における道としてとるべき対策については、専門家会議のご意見等も伺いながら、本道の感染状況等を慎重に見極めた上で、必要な対応を行ってまいります。</p>
<p>2 児童・生徒への対応について</p> <p>今回の休校要請に関わり、道教委は本道の感染者が全国で最も多いこと、学校関係者の感染が確認されたことから、国の要請を受け、春休みまでの延長を要請したとのことですが、学校現場は1週間の休校が途中で春休みまで延長となったことで、混乱をきたしています。先が見えない中での場当たりの要請の連続に多くの子どもや教職員が疲弊しているのです。今、求められているのは「今後の見通し」でありま</p>	<p>(教育長)</p> <p>新学期に向けた取組についてであります。多くの学校においては、4月の第2週に、入学式や始業式を予定しており、こうした日程を見据え、子どもたちの心身のケアや生活リズムを取り戻していくために、各市町村には、分散登校の実施をお願いしているところであります。</p> <p>新学期の授業再開については、知事部局と緊密な連携を図りながら、感染状況等を慎重に見極め、対応し</p>

す。「授業再開」「入学式」など今後について、現段階でできる、可能な限りの情報を発信すべきと考えますが、教育長の認識を伺います。

道は、19日まで緊急事態宣言としています。今後道が緊急事態宣言を撤回した場合、道教委は休校要請を変更するのか。また、広域分散型の本道において、地域によって感染状況に違いがみられることから、今後の対応については、各市町村教育委員会の判断を尊重すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

(二) 道政執行方針について

道政執行方針に関しロードマップなどについて伺いましたが、具体性のないもので、道民の暮らしをどのように向上させていこうとするのかということについて何ら示されませんでした。予算の重点化についても同様であり、子ども子育ての先進地を目指す政策などを盛り込んだと答弁しておりますけども、その道のりは見えてこないままであります。

自らが掲げるロードマップをどのように実現し、そして、その成果をどのように道民生活に活かしていくのか知事の所見を伺います。

ていかなければならないと考えており、引き続き、各市町村教育委員会へのきめ細かな情報提供と意見交換を重ねながら、授業再開に向けて、適切に対応してまいります。

(知事)

今後の政策展開についてでございますが、私としては、ロードマップを道民の皆様と共有しながら、連なる好機を逃さずに、北海道の素晴らしさの国内外への発信のほか、食ブランドを活かした輸出拡大、持続的な交通・物流ネットワークの形成などに取り組み、様々な領域で拡大する交流の力を地域の発展につなげるとともに、道民の皆様が安心して暮らし続けられる生活基盤の確保に向けて、保育料軽減などの子育て支援の取組や、新たな技術を活かして広域分散型のデメリットを克服する取組などを積極的に展開し、活力に満ちた北海道の実現に全力を尽くしてまいります。

質 問	答 弁
<p>(三) 一連の公金不適切処理問題について</p> <p>次に、公金の不適切な処理について伺います。</p> <p>キタデミー賞問題では今後も事実関係の精査を行っていくとしながらも、いつまでにどのようなかたちで精査を行っていくかという具体的なことはまったく示されません。依然として多くの問題点があることから</p>	<p>(知事)</p> <p>不適切な事務処理についてでございますが、この度の問題に関しては、新年度から導入する内部統制制度を通じて、事務処理をチェックする体制の整備を図るなど業務の適正な管理や執行の確保に向け取り組んでまいる考えであります。</p>

、予算特別委員会など、様々な機会を捉えて質していくことといたします。

このたびの一連の問題については、法令遵守に対する意識の欠如、情報共有の不徹底、危機管理意識の不足等が課題であると答弁されました。しかし、こうしたことに起因する不祥事案はこれまでもたびたび発生し、その都度、再発防止策を講じてきたはずであります。

新年度から導入する内部統制制度によって、これまでと何が変わるのか、組織として危機管理体制の構築にどうつなげていく考えなのか、所見を伺います。

また、当時、実務等を担当した職員に対しては、処分が下されることになるとのことでありますが、道民の信頼を失うことと損失を与えたことに対し、組織のトップである知事は、自身の責任と処分をどのように考えているのか、あわせて伺います。

二 組織の活性化について

次に行財政運営について伺います。道庁には、地域と連携を図る組織として、地域創生局と地域振興局に大別されており、地域創生局の下には地域戦略課が設置されています。一つ例にとれば、地域振興局では集落対策や過疎対策を扱っており、一方、地域創生局では移住定住課題や地域づくりサポートに対応しており、人口減少問題に大きく関わる課題が、双方の組織にまたがっております。

課題の棲み分けが、非常に曖昧となっています。こうした状況にあるにも関わらず、行政連携課を設置するとのことですが、既存の地域戦略課との棲み分けはどうなっていくのか、知事の基本方針でもあるスクラップアンドビルドは、行財政運営方針の中で、どのように反映されているのか、所見を伺います。

三 北海道総合計画について

他の都府県との差別化について伺いましたが、本道独自の目新しい発想は感じられない答弁でした。

私といたしましては、この度の問題が明らかになる中で、結果として国庫返納が生じるなど、道民の信頼を損なうこととなり、申し訳なく思っております。

真摯に反省するとともに、今後、道民の皆様の信頼回復に向け、再発防止に取り組み、知事としての役割を果たしていきたいと思っております。

(知事)

道の組織についてであります。道では、行財政運営方針に基づき、現行の組織規模を基本としながら、その時々々の行政課題に柔軟に対応できる執行体制の確立に取り組んでいるところであります。

こうした考えのもと、地域戦略課において、地域創生の実現に向けた企画・立案を行うとともに、市町村間の連携を支援する体制を強化するため、関係業務を一元化した行政連携課を新たに設置し、地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。

(知事)

総合計画の推進についてであります。人口減少や高齢化の進行に伴い、全国で顕在化している諸課題に、北海

<p>さらに総合計画では、我が国の発展に貢献する新たな役割を担うことができるとしてありますが、国のために諸課題を解決するのが地方自治体の役割だと言わんばかりの考えに、果たしてどれだけの道民が共感してくれるのか、疑問であります。</p> <p>国の持続的な発展という美名の下に、国際貿易交渉などで涙を飲んできた多くの道民の方々が実際にいるわけですが、今後は、総合計画でいう諸課題の解決に、国の発展のため、という視点が入り込んでくるのか。地域あつての国という姿勢を強く打ち出すべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p>	<p>道がいち早く直面している中、道といたしましては、市町村とスクラムを組み、また、道内外の北海道を応援して下さる多くの方々と力を合わせ、課題解決先進地の実現に向け、地域を取り巻く課題に果敢に立ち向かい、道民の皆様が、将来にわたって安全で安心して暮らし続けられる活力ある地域づくりに全力で取り組んでまいります。</p>
--	---

質 問	答 弁
<p>四 地域医療の確保について</p> <p>地域医療確保は待ったなしの課題です。既に各圏域の公立病院の経営は逼迫しており、そのほとんどが赤字経営であり、各自治体財政を圧迫しています。</p> <p>しかし、それでも存続にこだわるのは、地域の急性期医療を守るためであることは、知事も十分承知しているはずであります。</p> <p>さきほどの答弁では、「各圏域の状況を踏まえ、道として論点提起を行い、議論を促進することで、地域医療構想の実現に向けた取組を推進する」との考えですが、今やそのような状況ではなく、南空知、檜山以外の地域においても、道が積極的に提起を行っていきべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p> <p>【指摘】「北海道受動喫煙防止条例(案)」について</p> <p>道民の健康増進のためにも、望まない受動喫煙を生</p>	<p>(知事)</p> <p>地域医療構想についてであります。将来を見据えた効率的な医療提供体制を構築するためには、圏域全体で必要な医療を確保していくという視点に立って、市町村や医療機関など、地域の関係者による議論を深めていくことが重要であり、道では、本年度、急性期機能の集約化や病院の再編統合など、圏域ごとに設定した重点課題について議論を重ねてきたところであります。</p> <p>道といたしましては、今後とも、各圏域の状況を踏まえ、論点提起を行い、地域の議論を促進するなどして、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p>

じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現のため、受動喫煙防止条例は、重要な役割を果たすと考えます。

しかし、懸念されるのは、小規模飲食店や宿泊施設への対応であります。今回の新型コロナウイルスの件で、この小規模飲食店や宿泊施設は大打撃を受けています。こうした状況も踏まえ、小規模飲食店や宿泊施設に対しては、きめ細かい対応をすることを指摘しておきます。

五 経済・雇用対策について

(一) I Rについて

次に、I Rについて伺います。7年後を見据えて、今回、I R誘致に向けた専任参事を配置したとしていますが、一方で準備に向けた新年度予算を組んでいないなど、推進派、反対派の両者の顔色を伺う玉虫色の手法であると言わざるを得ません。

現職国会議員の逮捕や民間企業代表者の在宅起訴など、I Rに対する道民の不信感は以前にも増して大きくなっています。

7年後の仮定の話に、大切な税金や限られた人的資源を充てるくらいならば、いっそ、喫緊の課題である人口減少や地方創生に集中すべきであります。ここはI Rの誘致を断念すべきと考えますが、再度知事の所見を伺います。

(二) カスタマーハラスメント対策について

次に、カスタマーハラスメントについて伺います。

知事のカスタマーハラスメントに対する認識は、従来のパワハラ指針を踏襲するだけで、働く人の人権、更には会社経営や働く人の心身に深刻な影響を与えていることを十分に認識せず、問題を解決しようとする姿勢が欠如していると言わざるを得ません。

喫緊の措置は消費者に対する啓発や消費者教育であり、また、啓発を無視するカスタマーによるパワーハラスメントへの対処であります。抑止、撲滅に向けては、まず実態を把握し、対策について研究することが

(知事)

次に、I Rについてでございますが、民間の資金やノウハウを用いて多様な観光施設を一体的に整備・運営をするI Rは、交流人口の増加はもとより、民間投資や域内需要の拡大など幅広い効果が期待でき、本道の持続的な発展にも寄与するものと考えております。

私といたしましては、こうした観点から、今回の認定から7年後の国における区域数の検討を見据え、計画性をもって所要の準備を進めてまいります。

(知事)

次に、カスタマーハラスメントについてであります。労働者へ多大なストレスを与え、人権を侵害するカスタマーハラスメントについて、道では、就業環境実態調査を通じて、その状況把握の充実に努めるほか、国の指針を活用しながら、相談体制の整備や対応マニュアルの作成などの取組について企業に周知してまいります。

また、事業者へ意見や要望を伝える際のコミュニケーションやマナー等について、消費者の方々に幅広く情報提供するとともに、行政、経済団体、労働団体等

<p>必要と考えます。</p> <p>そして、実効性を担保するために、行政機関、企業、労働者、有識者、消費者団体等、ステイクホルダーが集まり、施策を検討していく場が必要と考えますが、知事の所見を伺います。</p>	<p>で構成する働き方改革の推進に向けた会議に消費者団体もオブザーバーとして加え、情報共有と意見交換を行うなど、カスタマーハラスメントの抑止に向け、理解と関心を深めてまいります。</p>
--	---

質 問	答 弁
<p>六 幌延深地層研究計画について</p> <p>次に、幌延深地層研究計画について伺います。幌延深地層研究計画については、そもそも十分に精査をした上で、20年という長い期間を設定し、多額の国費を投入しスタートしたはずであります。</p> <p>6割を超える道民が不安を感じている中での計画の延長は、悪しき前例をつくってしまった訳であり、9年後も同様な理由で更なる延長を日本原子力研究開発機構から要請された際、また期間延長という結果が生じるのではないかという疑念を生じさせることとなりました。</p> <p>知事は、再度の延長はあるとは考えていないが、仮に再延長の協議がある場合、現在認める考えはないとの考えであるならば、ではなぜ、研究期間は9年間、再度の延長は認めない、終了後は速やかに埋め戻す、という確約を書面で得ることをしないのでしょうか。このことを拒む理由を明らかにしていただくとともに、機構理事長との面談以降、延長期間は9年間で終わりという確約を、具体的にどのような形で得ているのか、明らかにしてください。</p> <p>【指摘】地域の安全対策について</p> <p>道は、土砂災害警戒区域側の生活道路などを利用している人への周知の必要性から、有効な対策の手段について市町村と早急に協議を進めるとのことでありま</p>	<p>(知事)</p> <p>幌延深地層研究計画についてであります。昨年12月の原子力機構理事長との面談では、令和2年度以降の研究計画は9年間であることを確認し、面談の内容を議事録として公表するとともに、本年1月の機構への計画案受入の回答文書においても9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むことを改めて求めたところであります。</p> <p>道といたしましては、こうしたことを踏まえ、今後、確認会議を公開の下で毎年度開催し、研究が協定に則り、計画に即して進められているかを確認の上、その結果についても、道議会にご報告するとともに道民の皆様へ公表していくことにより、9年間の研究期間で必要な成果を得て終了するものと考えております。</p>

すけれども、事故が起きてからでは遅いのであります。

とりわけ、通学の児童、生徒が日常利用することがある場合は、大雨などだけではなく日常的パトロールの強化や看板を設置するなどの取組を、早急に行う必要があることを指摘しておきます。

七 JR北海道路線維持問題について

引き続き地域の意見を十分に踏まえ協議を重ねていくとの答弁ですが、利用促進以外の支援は行わないとの従来の答弁に変更はないと受けとめますが、地域負担を求める国との協議は容易ではありません。

新年度、国に対し鉄道網の維持に向けた提言を行うとされており、国の姿勢を崩すには北海道の総意であるという姿勢を強く打ち出すことが不可欠ですが、この段階においても、道民運動や気運醸成に向けた具体的な内容が示されていません。

オール北海道としての具体的にどのような効果のある方策を検討しているのか所見を伺います。

八 国際貿易協定に対する姿勢と対策について

まずは国に丁寧な情報提供を求めることが最優先としていますが、本道農業の持続的発展や再生産の確保、さらに多様な担い手が希望をもち、安心して営農に取り組むことが何より重要というのであれば、なおさらのこと、農業分野の追加交渉は本道にとって悪影響しかないことを国に意思表示すべきであり、情報提供があつてからでは遅いと考えないのか、再度知事の見解を求めます。

(知事)

J R北海道の路線維持に係る機運の醸成に向けた取組などについてであります。道といたしましては、法改正に向け、本道の鉄道網の重要性に関する国民的な関心や応援機運を醸成するため、全国的なイベントなど、多様な機会を捉え、道内外でのプロモーションや情報発信を行うとともに、市町村をはじめ、関係団体とも連携しながら、オール北海道として、機を逸することなく効果的な取組となるよう、検討を進めてまいります。

(知事)

日米貿易協定への対応等についてであります。私といたしましては、今後とも、国に対し、日米の追加交渉に関する丁寧な情報提供を求めるなど、本道の農業が再生産を確保し、多様な担い手が将来に希望をもち、安心して営農に取り組んでいけるよう、全力を尽くしてまいります。

質 問

答 弁

九 人権政策について

(一) ヘイトスピーチへの対応について

差別的言動を許さない共存社会の実現を目指していくとの答弁でありましたが、そもそも啓発を推進しても興味がない人には、全く効果がありません。差別的な言動を許さないためには、きちんとしたルールが必要です。改めて条例の必要性について、知事の所見を伺います。

(二) 北海道人権施策推進基本方針の見直しについて

関係団体や市町村から意見を伺うとのことですが、現状において差別的な扱いや被害を被っている性的マイノリティ、差別的言動を受けた方、受刑後の方など当事者からの意見を聴くことが最も重要と考えますが、知事の所見を伺います。

【指摘】 アイヌ政策について

次に、アイヌ施策であります。いわゆるアイヌ施策推進法の成立に当たっては、多くの先人や関係者が並々ならぬ努力を重ねてきて、今日の成果があります。

その当事者の一人、そして北海道民を代表する知事が、単一民族という心ない発言に対して、強い怒りを持って抗議しないことは、極めて残念と言わざるを得ません。

道民目線という立場を標榜するならば、こうした問題に対しても、常に道民に寄り添った道政運営を行うべきということを強く指摘しておきます。

【指摘】 給特法の改正について

次に、給特法の改正についてであります。在校等時間を短縮することのみをもって、教職員の健康及び福祉の確保、子どもと向き合う時間が確保できるわけで

(知事)

差別的な言動への対応についてであります。国は、「アイヌ施策推進法」や「ヘイトスピーチ解消法」を制定し、不当な差別的言動などを許さないとしております。

私としては、こうした法が制定された経緯や趣旨を踏まえ、年代や性別、民族や文化・習慣の違いなどを理由とする差別の解消に向け、人権への理解や配慮が態度や日常生活での行動に現れるよう、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進し、差別的言動を許さない共存社会の実現を目指してまいります。

(知事)

「北海道人権施策推進基本方針」の見直しについてであります。道といたしましては、今日的な人権課題にも適切に対応するため、当事者も含む関係団体、学識経験者や市町村などからもご意見を伺うなどして、丁寧に検討を進めてまいります。

はありません。

多くの教育活動の実行が求められる中、スクラップアンドビルドの取組を行い、業務の抜本的な見直しが必要であります。また、本来業務とは何かということも十分に議論が必要であることを指摘しておきます。

十 教育課題について

(一) 人権教育について

子どもにどのような人権があるのかについては、子ども自身が知る必要があります。自分の権利が何かを理解し、それが守られることで、人の権利を守る意識ができ、いじめや不登校の減少にも繋がるのであります。

道徳科で子どもたちの人権に関する教育の推進に努めるということであれば、子どもの権利について、道徳科の中で子どもの権利条約を取り扱っていく必要があります。

もし、道徳科の中で取り扱わないのであれば、教育活動全体の中で取り扱う必要がありますが、教育長の所見を伺います。

また、学校の教育活動全体を通じて、指導することも重要とのことですが、現場で子どもたちと接する全ての教職員が人権意識を持つことも重要であります。学校現場における人権意識向上のために、どのように取り組むのか教育長の所見を伺います。

(教育長)

人権教育についてであります。生きる権利や学ぶ権利、人を思いやる心など、人権尊重の精神の涵養を目指した人権教育は、「人格の完成」を目的とする学校教育の根幹であり、各学校において、児童生徒に基本的人権の尊重の精神が着実に身に付くよう、道徳教育の要である道徳科をはじめとする学校の教育活動全体を通して、指導されていくものと承知をしております。

また、教職員に対しても、初任段階教員研修をはじめ、教職員のキャリアステージに応じた研修で、人権教育の重要性等の理解を深め、指導力向上に取り組むなど、今後とも本道の子どもたちの健やかな成長のため、しっかりと取り組んでまいります。

質 問	答 弁
<p>(二) G I G Aスクール構想について</p> <p>5G、Society5.0の時代を迎え、これからの子どもたちの学力向上に1人1台の端末の導入にあたり、ワーキンググループを立ち上げ、各学校の実態を把握しながら取り組むことは、極めて重要です。</p> <p>加えて、実際に授業で使いこなせるための研修の時</p>	<p>(教育長)</p> <p>教員の研修についてであります。G I G Aスクール構想では、授業に使用する教材などを教員間で共有することができ、この教材を使った模範授業の動画をオンデマンドで配信することも可能となります。</p> <p>こうした教材や動画を活用した授業準備を行うこと</p>

間の確保が必要です。現状、ほとんどの教育職員が勤務時間内に業務を終えることができない中で、学校にタブレットが導入されても、研修の時間が確保できないのであれば、期待どおりの成果を上げることができません。まさに絵に描いた餅であります。

研修等の時間確保についての認識を教育長に伺います。

【指摘】通信環境の整備について

道内の小中学校の教室へのインターネット回線の整備は進んでいません。今年度、国から予算措置は、2分の1となっていますが、残りは自治体の負担となり、我が会派は今定例会の冒頭先議において、学校におけるICT環境整備に向け、人材配置や推進に係わる財源の確保が必要とただしています。国への支援要望だけではなく、本道の子供たちの教育の機会均等、学力向上に向け、独自の予算措置を行い通信環境を整備する必要があることを、知事及び教育長に指摘しておきます。

【指摘】少人数学級編成の対象学年の拡大について

次に、少人数学級編成についてです。教育行政執行方針での子どもたち一人ひとりの学びを支える教育の充実を実現するためには、これまで求めてきた30人以下学級の早期完全実施が極めて重要であります。

小学校段階では39の都府県、16の政令市において、すでに国の基準を超える少人数学級が実現されています。道独自の措置で、直ちに全ての小学校3・4年生で実施するべきであることを指摘します。

が、教員の研修にもつながるものと考えており、新年度以降、教員がいつでも視聴可能となる研修動画を作成し、広く普及を図ってまいります。

【指摘】公安課題について

そもそもが所管する総務委員会での報告に7か月余りを要し、この間、告発されていることを理由に明確な答弁が行われなかったこと、それが道警への不信につながったことは、しっかり認識すべきであります。警察組織は、多くの行政組織の中でも、とりわけ強い公権力を有する組織であります。ゆえに一人一人の警察官に求められるのは、公平中正の意識をしっかりと認識して、今後、職務遂行をされるよう強く指摘します。

令和2年第1回北海道議会定例会 代表質問 **再々質問**

年月日 令和2年3月11日（水）

質問者 民主・道民連合 笹田 浩 議員

質 問	答 弁
<p>一 知事の政治姿勢について</p> <p>(一) 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>今後の対応は専門家会議の意見等を踏まえていくとの答弁でありましたけれども、専門家の意見等が慎重になればなるほど、様々な分野への影響は計り知れなくなるわけであります。</p> <p>緊急事態宣言の解除の判断にあたっては、どのような見解をもって判断するのですか。そして、解除を判断する最終責任者は知事にある、ということよろしいですか。知事の考えをお伺いいたします。</p>	<p>(知事)</p> <p>緊急事態の宣言についてでありますが一昨日示されました国の専門家会議の見解においては、本道の対策について、今後、科学的な指標を用いて、その効果を判断をし、公表をする予定であるとされておりまして、こうした専門家会議のご意見なども伺いながら、本道の感染状況等を慎重に見極めた上で、道として必要な対策を行ってまいります考えでございます。</p>

(二) 一連の公金不適切処理問題について

札幌建設管理部が北海道土地開発公社に委託した用地取得業務問題は、不適切というよりは、不正と言うべき問題であり、業務の適切な管理や執行の確保とか、コンプライアンスの意識不足ということで片付けられる問題ではありません。一連の不適切事案に対し、知事自身がこうしたぬるい考えでは、到底、再発防止にはつながらず、道民の理解は得られません。道民への謝罪はありましたが、組織の長として自身の処分をどうお考えなのか、お伺いいたします。

二 IRについて

次に、IRについて伺います。7年後を見据え、計画性をもってと言っておりますけれども、来年度は何をするのか、具体的な取組は明らかではありません。計画的にと言う以上、新年度は何をするのか、そしてそれ以降もいつまでに何をといったスケジュールが示されるべきではありますが、所見を伺います。

また、決まっていないのであれば、まさに場当たりの対応であり、これ以上無駄な労力、経費をかけるということは到底道民の理解は得られません。まずはIR誘致について、一旦断念すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

三 幌延深地層研究計画について

次に、幌延深地層研究計画の期間延長について伺います。幌延町に研究施設が建設される際には、公文書として関係機関が三者協定や確認書などに調印し、その内容を厳守することを確認しました。

今回の研究期間の延長は、まさに当時の公文書の内容を変えるもので、公文書の内容を変えるにあたっては、拘束力がない口頭や、確認会議での確認程度でいいのでしょうか。

しっかりと再延長は認めないという担保となることを文書で確認すべきであります。知事の所見を再度

(知事)

不適切な事務処理についてであります。私といたしましては、このたびの問題が明らかになる中で、結果として国庫返納が生じるなど、道民の信頼を損なうこととなり、申し訳なく思っております。

真摯に反省するとともに、今後、道民の皆様の信頼回復に向け、再発防止に取り組み、知事として役割を果たしていきたいと思っております。

(知事)

IRについてであります。IRはインバウンドをはじめとした交流人口の増加はもとより、経済の活性化など、本道の持続的な発展にも寄与するものであると考えており、私といたしましては、こういう観点から、来年度は、誘致に挑戦をするために必要となる候補地の検証をはじめ、北海道らしいIRのコンセプトづくりに向けた事業の継続性や波及効果といった課題への対応を行うなど、今回の認定から7年後の国における区域数の検討を見据え、計画性をもって所要の準備を進めてまいりたいと思っております。

(知事)

幌延深地層研究計画についてであります。令和2年度以降の研究計画は、9年間であることを私自身が機構理事長に確認をし、面談内容を議事録として公表しており、今後、公開の下で毎年度開催する確認会議の場で、研究が協定に則り、計画に即して進められているかを確認の上、その結果を公表していくことにより、9年間の研究期間で必要な成果を得て終了するものと考えております。

お伺い致します。	
----------	--

質 問	答 弁
<p>四 JR北海道路線維持問題について</p> <p>道民運動や気運情勢に向けてオール北海道で取り組むとしてイベントやプロモーションを行うとの答弁がありましたけれども、こうした取組が沿線自治体やJR北海道さらには市町村会などとともに、事前に調整が図られたとは思えませんし、十分な予算措置もされておられません。</p> <p>今後の約半年が山場であるという強い意識の下、取組を強化すべきと考えますが知事の所見を再度お伺いいたします。</p>	<p>(知事)</p> <p>JR問題に関して、持続的な鉄道網の確立に向けた取組についてでありますけれども、道といたしましては、このたびの国への提言案について、道議会において、さらにご議論をいただき、年度内を目途に成案とした上で、時機を逸することなく、オール北海道で国に提言を行いますとともに、市町村をはじめ、関係団体、企業等とも連携して、鉄道の利用促進に向けた取組を道民運動として力強く展開するなど、持続的な鉄道網の確立に向け、私自らが先頭に立って、全力で取り組んでまいります。</p>
<p>五 ヘイトスピーチへの対応について</p> <p>差別的な言動を許さない、共存社会の実現を目指すという考えは、至極もつともな話のように聞こえますが、理念や理想を述べるだけでは差別や偏見は解消しません。だからこそ国は法律を制定し、差別的言動を厳しく規制している訳であります。しかし、法律から除外されている部分もあることから、我が会派は再三にわたり条例によって現実的な対応を行うべきと質してきている訳であります。</p> <p>改めて条例の必要性について明確な考えをお示ください。</p>	<p>(知事)</p> <p>差別的な言動への対応についてですが、国は、「アイヌ施策推進法」や「ヘイトスピーチ解消法」を制定し、不当な差別的言動などを許さないとしております。</p> <p>私としては、こうした法が制定された経緯や趣旨を踏まえ、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進し、差別的な言動を許さない共生社会の実現を目指してまいります。</p>
<p>六 人権教育について</p> <p>道徳教育の中で人権や子どもの権利の内容を具体的に伝えることは困難です。子どもの権利条約では、この条約の原則及び規定を成人及び児童にいずれも広く知らせることを約束していますが、具体的に学校教育のどの場面で知らせていこうとしているのか、改めて</p>	<p>(教育長)</p> <p>人権教育についてであります。子どもの権利を含めた人権教育は、「人格の完成」を目的とする学校教育の根幹であり、各学校において、児童生徒に基本的な人権の尊重の精神が着実に身につくよう、道徳科をはじめ、社会科や特別活動など、学校の教育活動全体を</p>

教育長の考えを伺い、私の質問を終わります。

通じて指導されるものと考えております。